

供給約款変更認可申請書

平成25年10月29日

中部電力株式会社

供給約款変更認可申請書

本お発第2号

平成25年10月29日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長 水野 明久
社長執行役員

電気事業法第19条第1項の規定により次のとおり供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

変更の内容	別紙 電気供給約款のとおりであります。
実施期日	平成26年4月1日

別 紙

電 気 供 給 約 款

平成 2 6 年 4 月 1 日 実 施

中 部 電 力 株 式 会 社

電 気 供 給 約 款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	供給約款の認可および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実施細目	4
II	契約の申込み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	6
8	需 要 場 所	6
9	需給契約の単位	7
10	供給の開始	8
11	供給の単位	8
12	承諾の限界	8
13	需給契約書の作成	9
III	契約種別および料金	10
14	契 約 種 別	10
15	定 額 電 灯	10
16	従 量 電 灯	13
17	臨 時 電 灯	20

18	公衆街路灯	25
19	低圧電力	29
20	臨時電力	33
21	農事用電力	35
IV	料金の算定および支払い	41
22	料金の適用開始の時期	41
23	検針日	41
24	料金の算定期間	42
25	使用電力量の計量	42
26	料金の算定	44
27	日割計算	45
28	料金の支払義務および支払期日	45
29	料金その他の支払方法	47
30	延滞利息	49
31	保証金	50
V	使用および供給	52
32	適正契約の保持	52
33	力率の保持	52
34	需要場所への立入りによる業務の実施	52
35	電気の使用にともなうお客さまの協力	53
36	供給の停止	54
37	供給停止の解除	55
38	供給停止期間中の料金	55
39	違約金	56

40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	56
41	制限または中止の料金割引	57
42	損害賠償の免責	58
43	設備の賠償	58
VI	契約の変更および終了	59
44	需給契約の変更	59
45	名義の変更	59
46	需給契約の廃止	59
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および 工事費の精算	60
48	解 約 等	62
49	需給契約消滅後の債権債務関係	63
VII	供給方法および工事	64
50	需給地点および施設	64
51	架空引込線	65
52	地中引込線	66
53	接続引込線等	67
54	中高層集合住宅等への供給方法	68
55	引込線の接続	68
56	計量器等の取付け	68
57	電流制限器および契約用しゃ断器等の取付け	69
58	専用供給設備	70

VIII	工事費の負担	72
59	一般供給設備の工事費負担金	72
60	特別供給設備の工事費負担金	74
61	供給設備を変更する場合の工事費負担金	75
62	特別供給設備等の工事費の算定	76
63	工事費負担金の申受けおよび精算	77
64	臨時工事費	79
65	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	79
IX	保 安	80
66	保安の責任	80
67	調 査	80
68	調査等の委託	80
69	調査に対するお客さまの協力	81
70	保安に対するお客さまの協力	81
71	検査または工事の受託	81
72	自家用電気工作物	82
	附 則	
	別 表	

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般の需要（特定規模需要および特定電気事業が開始された供給地点における需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法第19条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力Aについては、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。また、農事用電力Bで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となる場

合の契約電力は、0.5キロワットといたします。

- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約用しゃ断器の定格電流、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が供給承諾の意思表示を行なったときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需要場所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別 ((2) の場合は、2 契約種別といたします。) とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線 (2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。) による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況 (既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。) その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合

は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	A
		B

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は，別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は，別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	54円00銭
---------	--------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	139円32銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	239円76銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	340円20銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	541円08銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	541円08銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	232円74銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	385円56銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	385円56銭

(5) その他

当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、5アンペアといたします。

(ロ) 当社は、契約電流に応じた電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場

合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

最低料金	1契約につき最初の8キロワット時まで	254円88銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	20円91銭

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お

客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調

整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契約電流10アンペア	280円80銭
契約電流15アンペア	421円20銭
契約電流20アンペア	561円60銭
契約電流30アンペア	842円40銭
契約電流40アンペア	1,123円20銭
契約電流50アンペア	1,404円00銭
契約電流60アンペア	1,684円80銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	20円91銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円54銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円23銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	最低月額料金
1 契約につき	254円88銭

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(イ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定

していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	280円80銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	20円91銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円54銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円23銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力

換算容量] によって換算するものといたします。) によって1日につき次によって算定された金額および別表2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8円04銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	16円07銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	16円07銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	160円70銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	160円70銭

ニ その他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

(イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	307円80銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	31円05銭
------------	--------

ニ その他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発

電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	307円80銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	31円05銭
------------	--------

ハ その他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	48円60銭
---------	--------

(ロ) 電灯料金

- a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	130円68銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	225円72銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	320円76銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	510円84銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	510円84銭

- b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	214円38銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	356円40銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	356円40銭

ハ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力

で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	253円80銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	19円94銭
------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が

次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	最低月額料金
1 契約につき	238円68銭

ホ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたしません。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント
	次の 2 台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ハ お客さまが契約用しゃ断器（使用する最大電流を制限する当社のしゃ断器をいいます。）により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、お客さまの申出によって当社が取り付ける契約用しゃ断器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約用しゃ断器の定格電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペア、70アンペア、80アンペア、90アンペア、100アンペア、110アンペア、120アンペア、130アンペアまたは140アンペアのいずれかといたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金

の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき

1,123円20銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	17円06銭	15円51銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（(4)ロまたはハにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、19（低圧電力）(4)イおよびロに準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき

236円82銭

ロ 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものならびに別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものとしたします。

21 農事用電力

(1) 農事用電力A（かんがい排水需要）

イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、19（低圧電力）(4)イおよびロに準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引

または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものいたします。

契約電力1キロワットにつき	540円00銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含

まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	12円36銭	11円23銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

ニ そ の 他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力B（育苗・栽培需要）

イ 適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトまたは交流単相2線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることが

あります。

ハ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

ニ 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	最初の30日まで	6,642円00銭
	30日をこえる1日につき	221円40銭

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものおよび別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の1月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

ホ その他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

- (ロ) お客様が電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかつた場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。
 - イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合
 - ロ 非常変災の場合
 - ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ 23（検針日）（2）の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 23（検針日）（4）の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23（検針日）（5）の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計

量器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

- (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、
(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

- (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表9（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）

(4)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力Aのお客さまの1年の基本料金の合計が最低保証料金を下回る場合または農事用電力Bのお客さまの1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

ただし、検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定

める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

- (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当

する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。
この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、支払いの日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。
- (2) 46（需給契約の廃止）(2)または48（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{8}{108}$$

- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は、消滅日また

は解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。)とあわせて支払っていただきます。

31 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てま

す。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社

の電気工作物の設計，施工，改修または検査

- (2) 70（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36（供給の停止），46（需給契約の廃止）(1)または48（解約等）により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に
必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場

合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたが、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

36 供給の停止

(1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客様の需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行なった場合

(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
 - ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - へ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
 - ト 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - チ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (4) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、当社は、次の場合を除き、すみやかに電気の供給を再開いたします。

- (1) 非常変災の場合
- (2) 夜間（午後10時から午前9時までの時間をいいます。）の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。
- (3) その他特別の事情がある場合

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間

中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

- (1) お客さまが36（供給の停止）(3)ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

41 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

- (3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社に申し出ていただきます。

なお、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等によることができます。

46 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

(2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了

させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯A，従量電灯B，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について，64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量また

は契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既

に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

- (4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

- ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

48 解 約 等

- (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされずに、その
需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、
当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅する
ものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

50 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
 - イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - ニ 52（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホ 地中引込線によって電気を供給する場合で当社の接続装置をお客さまの構内に施設できないとき。
 - ヘ その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さま

から無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備 ((3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。) は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

51 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。
- イ 当社は、お客さまの引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、お客さまへ引き込むた

めの引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

52 地中引込線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（附属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

(3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は，次のものをいいます。

イ 鉄管，暗きよ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客さまの土地または建物に施設されるハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行いません。この場合，当社は，60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

53 接続引込線等

(1) 当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合，当社は，分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお，お客さまの電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。

(2) 当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 当社は，お客さまの引込口配線から分岐して，他のお客さまへの接続引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同

引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロイにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

54 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として共同引込線による1引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

55 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

56 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工

作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付け
ていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、または
お客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要
する場合

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量がで
き、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所と
し、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、計量器、その付属装置および区分装置は、原則として屋外に取り
付けます。

- (3) 集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置お
よび区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議に
より、あらかじめ鍵を預けていただく等当社が建物に立ち入るために必要
な協力を行なっていただきます。

- (4) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償
で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものにつ
いては、当社が無償で使用できるものといたします。

- (5) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお
客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無
償で使用できるものといたします。

- (6) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位
置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。

57 電流制限器および契約用しゃ断器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器ならびに契約用しゃ断器および契約用しゃ断器箱

(以下「契約用しゃ断器等」といいます。)は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

- (2) 電流制限器の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) 契約用しゃ断器等の取付位置は原則として屋外とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (4) お客さまの希望によって電流制限器および契約用しゃ断器等の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。

58 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。
 - イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合
 - ロ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合
 - ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。
- (3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれの

お客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される時。

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

59 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けま
- す。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,348円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	27,000円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費

負担金の算定は、次によります。

イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\text{架空配電設備の超過こう長} = \text{架空配電設備の工事こう長} - \left[\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長} \right] \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

(6) 次の言葉は、VIII（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、

または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きょ，管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表10（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，単位は，1メートルとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(7) VIII（工事費の負担）の各項において，契約電力等を増加される場合は，次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯，臨時電灯Aおよび公衆街路灯Aの場合の契約負荷設備の総容量

ロ 契約電流

ハ 契約容量

ニ 契約電力

なお，供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，契約電力等を増加されるものとみなします。

60 特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。

(1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合

ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合

ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合

ニ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

(2) 58（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、58（専用供給設備）(2)によるものといたします。

61 供給設備を変更する場合の工事費負担金

(1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場に限り、）は、55（引込線の接続）、56（計量器等の取付け）または57（電流制限器および契約用しゃ断器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

(2) 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

62 特別供給設備等の工事費の算定

60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、64（臨時工事費）に準じて算定いたします。

(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 60（特別供給設備の工事費負担金）(1)の場合で、その工事費を59（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも59（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用し

で電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

63 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものいたします。

イ 59（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 60（特別供給設備の工事費負担金）（59〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものいたします。）および61（供給設備を変更

する場合の工事費負担金)にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更により、電柱(鉄塔、鉄柱を含みます。)、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更(低圧引込線を除きます。)の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合(設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。)

(ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される59(一般供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

64 臨時工事費

(1) 17（臨時電灯）または20（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

(2) 臨時工事費を申し受ける場合は、59（一般供給設備の工事費負担金）、60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

(3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

(4) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、臨時工事費に関する必要な事項について、工事着手前に契約書を作成いたします。

(5) 臨時工事費の精算は、63（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。

65 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

IX 保 安

66 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

67 調 査

(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

68 調査等の委託

(1) 当社は、67（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および

委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

69 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、67（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

70 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

71 検査または工事の受託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことがで

きます。

(2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないません。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。

(3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

(4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

72 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 67（調査）
- (2) 68（調査等の委託）
- (3) 69（調査に対するお客さまの協力）
- (4) 71（検査または工事の受託）

附 則

附 則

1 実施期日

この供給約款は、平成26年4月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）の規定にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）の規定に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただ

くこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、59（一般供給設備の工事費負担金）または60（特別供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、60（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

3 標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

4 定額電灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 料 金

料金は、定額電灯の該当料金を適用いたします。ただし、旧供給約款附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)イただし書の適用を受けているラジオの小型機器料金については、1月につき次のとおりといたします。

20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	103円68銭
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	145円80銭

なお、この場合、電灯料金または小型機器料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものとなります。ただし、旧供給約款附則4（定額電灯のお客さまについての特別

措置) (1)イただし書の適用を受けているラジオの小型機器料金については、基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1円06銭3厘
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1円59銭4厘

(2) その他の事項については、定額電灯に準ずるものといたします。

5 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

ます。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

6 農事用電灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則6（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受け、電照栽培のための電灯を毎年、一定期間を限り、1月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 料 金

料金は、従量電灯の該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いた金額の10パーセントを割増ししたものに、従量電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものを適用いたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最低料金または基本料金の1月分とし、その1年の契約電流または契約容量の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

- (2) 電気の供給を再開し、または休止した場合の料金は、27（日割計算）に準じて日割計算をいたします。
- (3) 1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
- (4) 9（需給契約の単位）(1)および29（料金その他の支払方法）(8)については、臨時電灯に準ずるものといたします。
- (5) 36（供給の停止）(3)ニおよびへについては、農事用電力に準ずるものといたします。
- (6) その他
 - イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、1月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。
 - ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
 - ハ その他の事項については、従量電灯に準ずるものといたします。

7 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則7（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。

(1) 契約容量

契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。

(2) 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額お

よび従量電灯Aに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の8キロワット時まで	238円68銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19円94銭

(3) その他の事項については、公衆街路灯Bに準ずるものといたします。ただし、27（日割計算）および41（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯Aに準ずるものといたします。

8 農事用電力（脱穀調整需要）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則8（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整のために動力を1年につき毎回30日以上の間を限り継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の農事用電力Bに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた

金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものいたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
最初の30日 まで	4,038円01銭	5,814円50銭	9,076円97銭	12,379円07銭	1,941円62銭
30日をこえる 1日につき	25円52銭	39円38銭	85円13銭	131円84銭	51円04銭

ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、定額制供給の農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、定額制供給の農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。この場合、基準単価は、次のとおりいたします。

契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
1日につき	37銭7厘	75銭3厘	1円50銭7厘	2円25銭9厘	75銭3厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日いたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用

開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

9 深夜電力のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受け、低圧で動力を使用している契約電力が50キロワット以上のお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定め
ます。

(2) 供給時間

供給時間は、次のとおりといたします。

イ 8時間供給の場合

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間

なお、当社は、供給設備の状況により、使用開始時刻を前後2時間の
範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時
間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないま
せん。

ロ 10時間供給の場合

毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および低圧電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、低圧電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、低圧電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	8時間供給の場合	172円80銭
	10時間供給の場合	205円20銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	8時間供給の場合	13円49銭
	10時間供給の場合	13円87銭

(4) その 他

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を利用することはできません。

ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(イ) 1需要場所において、この契約種別と他の契約種別とをあわせて契

約することができます。

(ロ) 36（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、36（供給の停止）(3)にいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

(ハ) 41（制限または中止の料金割引）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

10 計量器の読みにかかわる取扱い

乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは、25（使用電力量の計量）(2)ロの規定にかかわらず、当分の間、整数位までといたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

11 この供給約款の実施にともなう切替措置

(1) この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

(2) 旧供給約款15（料金）の遅収料金、旧供給約款29（料金の支払義務および支払期限）および旧供給約款36（供給の停止）(2)については、支払義務発生日がこの供給約款実施の日の前日までとなる料金に適用いたします。

(3) 28（料金の支払義務および支払期日）、30（延滞利息）および36（供給の停止）(2)については、支払義務発生日がこの供給約款実施の日以降となる料金に適用いたします。

(4) VIII（工事費の負担）に定める工事費負担金等については、当該需給契約の需給開始日（61〔供給設備を変更する場合の工事費負担金〕の場合は、工事完成日といたします。）が平成26年4月1日以降であるものから、こ

の供給約款を適用いたします。

12 消費税法の改正にともなう経過措置

(1) 料金率および基準単価

消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、平成26年3月31日以前から需給契約が継続し平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（平成26年4月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が平成26年5月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令附則〔平成25年3月13日政令第56号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

イ III（契約種別および料金）の料金率については、15（定額電灯）(4)、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホ、17（臨時電灯）(1)ハ、(2)ハおよび(3)ロ、18（公衆街路灯）(1)ロおよび(2)ニ、19（低圧電力）(5)、20（臨時電力）(3)ならびに21（農事用電力）(1)ハおよび(2)ニにかかわらず、次のとおりといたします。

区分および単位	料金率
	円
定額電灯 需要家料金 1 契約につき	52.50
電灯料金	
20ワットまでの1灯につき	135.45
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	233.10
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	330.75
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	526.05
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	526.05

区分および単位	料 金 率
	円
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	226.28
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき	374.85
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	374.85
従量電灯A 最低料金 1契約につき最初の8キロワット時まで	247.80
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	20.33
従量電灯B 基本料金 契約電流10アンペア	273.00
契約電流15アンペア	409.50
契約電流20アンペア	546.00
契約電流30アンペア	819.00
契約電流40アンペア	1,092.00
契約電流50アンペア	1,365.00
契約電流60アンペア	1,638.00
電力量料金 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	20.33
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キ ロワット時につき	24.83
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27.45
最低月額料金 1契約につき	247.80

区分および単位	料 金 率
従量電灯 C 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 電力量料金 最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき 120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき 300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	円 273.00 20.33 24.83 27.45
臨時電灯 A 総容量が50ボルトアンペアまでの場合 総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合 総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに 総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合 総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	7.81 15.62 15.62 156.24 156.24
臨時電灯 B 基本料金 契約電流10アンペアにつき 電力量料金 1 キロワット時につき	299.25 30.19
臨時電灯 C 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 電力量料金 1 キロワット時につき	299.25 30.19

区分および単位	料 金 率
公衆街路灯 A 需要家料金 1 契約につき 電灯料金 20ワットまでの 1 灯につき 20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき 40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき 60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき 100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに 小型機器料金 50ボルトアンペアまでの 1 機器につき 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき 100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	円 47.25 127.05 219.45 311.85 496.65 496.65 208.43 346.50 346.50
公衆街路灯 B 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 電力量料金 1 キロワット時につき 最低月額料金 1 契約につき	246.75 19.38 232.05

区分および単位	料 金 率
	円
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,092.00
電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金	16.59
その他季料金	15.08
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	230.24
農事用電力A 基本料金 契約電力1キロワットにつき	525.00
電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金	12.01
その他季料金	10.92
農事用電力B 定額制供給の場合 契約電力1キロワットにつき 最初の30日まで	6,457.50
30日をこえる1日につき	215.25

ロ 附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の料金率および基準単価については、附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)にかかわらず、次のとおりといたします。

区分および単位	料金率等
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	円 100.80
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	141.75
(燃料費調整の基準単価)	円
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1.033
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1.550

ハ 附則7（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金率については、附則7（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

区分および単位	料金率
最低料金	円
1契約につき最初の8キロワット時まで	232.05
電力量料金	
上記をこえる1キロワット時につき	19.38

ニ 附則8（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金率および基準単価については、附則8（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

区分および単位	料金率等
	円
契約使用期間	
最初の30日まで	
契約電力	
0.5キロワット	3,925.85
1キロワット	5,652.99
2キロワット	8,824.83
3キロワット	12,035.21
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	1,887.69
30日をこえる1日につき	
契約電力	
0.5キロワット	24.81
1キロワット	38.28
2キロワット	82.76
3キロワット	128.17
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	49.62
(燃料費調整の基準単価)	円
1日につき	
契約電力	
0.5キロワット	0.366
1キロワット	0.732
2キロワット	1.465
3キロワット	2.197
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.732

ホ 附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）(3)の料金率については、附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

区分および単位	料 金 率
	円
基本料金	
契約電力1キロワットにつき	
8時間供給の場合	168.00
10時間供給の場合	199.50
電力量料金	
1キロワット時につき	
8時間供給の場合	13.11
10時間供給の場合	13.48

へ 別表1（燃料費調整）(2)に定める基準単価については，別表1（燃料費調整）(2)にかかわらず，次のとおりといたします。

区分および単位	基準単価
	円
イ 定額制供給の場合	
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A	
電灯	
20ワットまでの1灯につき	1.729
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.459
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5.187
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8.646
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	8.646
小型機器	
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.582
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアま での1機器につき	5.165
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	5.165

区分および単位	基準単価
	円
(ロ) 臨時電灯 A	
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.069
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.140
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.140
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.393
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.393
(ハ) 臨時電力	
契約電力1キロワット1日につき	1.465
(ニ) 農事用電力 B	
契約電力1キロワット1日につき	2.637
ロ 従量制供給の場合	
1キロワット時につき	0.223

(2) 延滞利息の算定

(1)を適用して算定された料金に係る延滞利息の算定にあたっては、30（延滞利息）(3)の算式は、30（延滞利息）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{5}{105}$$

別 表

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0276$$

$$\beta = 0.4796$$

$$\gamma = 0.4263$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、68,900円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が68,900円を上回る場合
平均燃料価格は、68,900円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (68,900\text{円} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	20ワットまでの1灯につき	1円77銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円55銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5円33銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8円89銭3厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	8円89銭3厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円65銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5円31銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5円31銭3厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7銭1厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	14銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	14銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円43銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円43銭3厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円50銭7厘
-----------------	---------

(ニ) 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円71銭2厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応

当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりとい

たします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水銀灯

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		入力 (ワット)
	入力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力 (ワット) ×133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

	換算容量 (入力 [キロワット])
馬力表示のもの	出力 (馬力) × 93.3パーセント
キロワット表示のもの	出力 (キロワット) × 125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルト ピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10	
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11	
	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下	2
		1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット)＝実測した1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{100 \text{パーセント} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \text{パーセント} \times \left(\frac{\text{力率90パーセン}}{\text{トの機器総容量}} \right) + 80 \text{パーセント} \times \left(\frac{\text{力率80パーセン}}{\text{トの機器総容量}} \right)}{\text{機 器 総 容 量}}$$

6 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)			0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100 ボルト	60ヘルツ	40	50	75	100
		50ヘルツ	50	75	75	100
	使用電圧 200 ボルト	60ヘルツ	20	20	30	40
		50ヘルツ	20	20	30	40

(ロ) 3相誘導電動機 (使用電圧200ボルトの場合といたします。)

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500
	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(2) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(3) その他

(1)および(2)によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

7 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(3)ニ(ロ)または19（低圧電力）(4)ロもしくはハの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器または契約用しゃ断器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器または契約用しゃ断器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

- イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- ロ 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

- (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合
で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

- (5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

9 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 8 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ニ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または25 (使用電力量の計量) (7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお

客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

10 標準設計基準

(1) 適用

標準設計は、この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）に定める設計といたします。ただし、地形上その他周囲の状況等からこの基準によりがたい場合で特別な施設を要するときは、この基準の規定にかかわらず技術的に適当と認められる特殊な設計を標準設計といたします。

なお、この基準に明記されていない事項については、技術基準、その他の法令、当社設計指針等にもとづき、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 単 位

この基準においては、単位を次の記号で表示いたします。

単 位	記 号
ボ ル ト	V
キ ロ ボ ル ト	k V
ア ン ペ ア	A
キ ロ ボ ル ト ア ン ペ ア	k V A
メ ー ト ル	m
ミ リ メ ー ト ル	mm
平 方 ミ リ メ ー ト ル	mm ²

(3) 低圧または高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の限度

低圧または高圧電線路における電圧降下の限度は、第1表の値を標準といたします。

この場合、電線路とは、需給地点から需給地点に最も近い当社の発電変電所の引出口または供給用変圧器の引出側接続点までといたします。

第1表 電圧降下の限度

公称電圧 地域区分	低 圧		高 圧
	1 0 0 V	2 0 0 V	6 . 6 k V
変圧器のタップが 一 種 類 の 地 域	6 V	2 0 V	2 0 0 V
変圧器のタップが 複 数 混 在 す る 地 域			3 4 0 V

(ロ) 経 過 地

低圧または高圧電線路の経過地は、用地事情および保守保安上に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

低圧または高圧電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は、他の方法によります。

ロ 架空電線路

(イ) 施設方法

a 低圧または高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線の張替え、または負荷の分割のうち、線路の保守保安に支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

低圧または高圧架空電線路の支持物の標準は、原則として工場打鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、工場打鉄筋コンクリート柱

を使用することが地形上または技術上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 径 間

低圧または高圧架空電線路の径間は、第2表の値を標準といたします。ただし、施設場所の状況により建造物、地形等の関係からこの値以外とすることがあります。

第2表 径 間

施設地域	径 間
市 街 地	30 m～40 m
そ の 他	40 m～50 m

(ニ) 支持物の長さ

低圧または高圧架空電線路の支持物の長さは、施設場所の状況に応じて、根入れ、電線の弛度、装柱、他物との離隔等を考慮し、当社が第3表から選定いたします。ただし、施設場所の状況により、第3表の長さ以外の支持物が必要な場合は、この長さ以外のものといたします。

第3表 支持物の長さ

長 さ (m)			
10	12	14	16

(ホ) が い し

低圧または高圧架空電線路で使用するがいしは、第4表のものいたします。

第4表 がいしの種類

	引通箇所	引留箇所
低圧引込	DV線引留がいし 縁廻しがいし	低圧引留がいし
低 圧	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
高 圧	高圧中実がいし	高圧耐張がいし

(ハ) 電線の種類および太さ

- a 低圧または高圧架空電線には、絶縁電線（硬銅線）を使用いたします。ただし、技術上、経済上、硬銅線を使用することが適当でない場合は、アルミ線を使用することがあります。
- b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡電流、機械的強度等を考慮して第5表の値を最低限度として第6表により選定いたします。

第5表 架空電線の太さの最低限度

	心線の種類	太 さ
低圧引込	硬 銅 線	直 径 2.6mm
低 圧	硬 銅 線	直 径 4.0mm
高 圧	硬 銅 線	直 径 5.0mm

(注) 低圧引込については、動力引込線等で諸条件を考慮して技術的に2.0mmが適当な場合は、第5表にかかわらず2.0mmを使用いたします。

第6表 電線の種類、太さおよび許容電流

種類および太さ		低圧絶縁電線			高圧絶縁電線		
		引込用ビニル 絶縁電線 (DV2コ より)	引込用ビニル 絶縁電線 (DV3コ より)	屋外用ビニル 絶縁電線 (OW)	屋外用 ポリエチレン 絶縁電線 (OE)	水密型 屋外用架橋 ポリエチレン 絶縁電線 (OCW)	
硬 銅 線	単 線	2.6mm	38A	34A	—	—	—
		3.2mm	50A	44A	—	—	—
		4.0mm	—	—	78A	—	—
		5.0mm	—	—	103A	114A	—
	よ り 線	14mm ²	70A	62A	—	—	—
		22mm ²	92A	80A	—	—	—
		38mm ²	130A	113A	—	—	—
		60mm ²	174A	152A	206A	—	282A
		100mm ²	238A	209A	—	—	—
		125mm ²	—	—	—	—	490A

(注) 単相3線式の引込線で使用する場合は、DV2コよりの許容電流を適用いたします。

(ト) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、第7表より技術上、経済上適正なものを選定いたします。ただし、技術上、経済上、第7表の容量の柱上変圧器を使用することが適当でない場合は、他の容量の柱上変圧器を使用することがあります。

第7表 柱上変圧器の容量

容 量 (kVA)		
5	10	20
30	50	75

(チ) 開閉器の取付け

高圧架空電線路の操作上、保守上必要な場合には、電線路の必要な箇所に、気中開閉器を施設いたします。ただし、技術上、経済上気中開閉器を施設することが適当でない場合には、他の種類の開閉器を施設することがあります。

(リ) その他装柱、付属品等に関する事項

a 低圧または高圧架空電線路の装柱は、複雑にならないように考慮し、原則として水平配列といたします。ただし、他の工作物、樹木等との離隔がとれない場合または技術上適当でない場合は、他の適当な装柱といたします。

b 支柱、支線柱等は、支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。

c 変圧器の1次側に使用する開閉器には、高圧カットアウトを使用いたします。

d 変圧器、機器を取り付ける場合の接地工事は、実施設計を標準設計といたします。

ハ 地中電線路

(イ) 施設方法

低圧または高圧地中電線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a 直接埋設式

構内等で車両その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、かつ、再掘削が支障なく行なわれる場合

b 暗きょ式

構内等で当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する

場合および終端部等で必要な場合

(ロ) ケーブルの種類および太さ

低圧または高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、電圧降下、短絡電流、施設方法等を考慮して第8表より選定いたします。ただし、技術上、経済上、銅ケーブル線を使用することが適当でない場合は、アルミケーブル線を使用することがあります。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

第8表 ケーブルの種類

電 圧	種 類	導体種別	線心数	公称断面積 (mm ²)
100Vまたは 200V	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル	銅	2 3 4	14, 22, 60, 150, 250, 400
6.6 k V	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル	銅	3	22, 38, 60, 150, 250, 400

(ハ) 変圧器塔、開閉器、電気室および分岐接続体の施設

- a 変圧器塔は、地中配電線路において、変圧器を設置する場合に使用いたします。
- b 開閉器は、地中配電線路の操作上、保守上必要な箇所に使用いたします。
- c 電気室は、中高層集合住宅等で低圧引込線により供給することが技術上、保安上困難な場合、または将来困難になることが予想される場合に使用いたします。

d 分岐接続体は，ケーブルを分岐する場合に使用いたします。

ニ 特殊地域の施設

(イ) 塩害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には，その規模に応じて耐塩がいし類，耐塩柱上変圧器その他技術上，経済上合理的な耐塩施設を設置いたします。

(ロ) 雷雨発生のおそれが多い地域に施設する電線路には，避雷器，アーチホーンその他技術上，経済上合理的な耐雷施設を設置いたします。

(ハ) 雪害のおそれが多い地域に施設する電線路には，難着雪電線その他技術上，経済上合理的な耐雪施設を設置いたします。

(4) 変電設備

イ 一般基準

高圧電線路の引出口設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。ただし，スペース上制約がある場合等は，他の方法によります。

ロ 結線方法

結線方法および主要機器取付台数は，第9表を標準といたします。

第9表 結線方法および主要機器取付台数

区分	結線方法	機器名	台数	区分	結線方法	機器名	台数
① 単 母 線		しゃ断器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 2台 1台 1式	③ $1\frac{1}{2}$ 母 線		しゃ断器 変流器 零相変流器 配電盤	3台 4台 2台 1式
② 補助 母線 付		しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 1台 2台 1台 1式	(注) ③は2線路分の引出口を示します。			

	しゃ断器	断路器	変流器	零相変流器
凡 例				

ハ シャ断器，断路器および変流器

(イ) シャ断器，断路器および変流器は，当社で一般的に使用しているもののうち，その回路電圧に応じ最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は，原則として5年程度を目標といたします。

ニ 配電盤

配電盤には，原則として電流計，シャ断器操作用スイッチおよび運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ電力計，無効電力計，電圧計等を取り付けます。

ホ 保護装置

電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をシャ断するための必要な装置を取り付けます。また，原則として自動再閉路継電装置を施設いたします。

電気事業法施行規則第24条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表
- 3 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類
 - (様式第1)
 - 第1表 営業費総括表
 - 第2表 事業報酬総括表
 - 第3表 控除収益総括表
 - (様式第2)
 - 第1表 営業費明細表
 - 第2表 事業報酬明細表
 - 第3表 控除収益明細表
 - (様式第3) 8部門整理表
 - (様式第4) 配電費・販売費整理表
 - (様式第5)
 - 第1表 送電・高圧配電関連費明細表
 - 第2表 送電・高圧配電非関連費明細表
 - (様式第6) 送電・高圧配電関連需要明細表
 - (様式第6の2) 送電・高圧配電非関連需要明細表
 - (様式第6の4)
 - 第1表 追加事業報酬総括表
 - 第2表 連系設備特別報酬対象額明細表
 - (様式第7)
 - 第1表 送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表
 - 第2表 原価等集計表
 - (様式第8)
 - 第1表 低圧需要原価等と料金収入の比較表

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

I 電気料金の値上げ申請の理由

平成 23 年 5 月の浜岡原子力発電所の全号機停止以降、当社の火力燃料費は大幅に増加いたしました。1 日でも長く現行の料金水準を維持できるよう、全社を挙げて、聖域を設けず、徹底した経営効率化によるコストダウンに取り組んでまいりました。

しかしながら、平成 25 年度の業績見通しについては、コストダウンの成果を反映し、2 度にわたり上方修正を行ったものの、依然として連結経常損益で 1,000 億円、個別経常損益で 1,100 億円の経常損失を見込まざるを得ない状況です。

また、平成 26 年度についても、浜岡原子力発電所の運転再開が見込まれないことから、賃金の引き下げをはじめとした最大限の努力を行っても、赤字は避けられない状況にあります。

こうした状況から、当社の最大の使命である電力の安全・安定供給を継続していくため、誠に心苦しい限りですが、電気料金の値上げを申請させていただきたく存じます。

当社といたしましては、今後も引き続き、全社を挙げて、聖域を設けず、更なる徹底した効率化に取り組んでまいり所存です。

以下、原子力発電所の停止影響に伴う費用の増加の実態と当社の経営効率化への取組みおよび電気料金の値上げ申請の必要性について申し上げます。

1. 原子力発電所の停止影響に伴う費用の増加

当社は、燃料調達における安定性、経済性、需給変動に迅速かつ適切に対応できる柔軟性の更なる向上を図るため、生産・購入から発電に至る燃料サプライチェーンの強化を進めるとともに、調達の分散化・多様化を図りながら、経済的な燃料調達に努めてまいりました。更に上越火力発電所などの高効率コンバインドサイクル発電の順次導入をはじめ、高効率発電設備の高稼働運転や点検期間の短縮などによって、火力発電の熱効率向上を図り、燃料費の削減に努めてまいりました。

しかしながら、原子力発電電力量の減少による不足分を火力発電の稼働増により代替せざるをえない状況にあるため、燃料費は平成 26 年度から平成 28 年度の平均で 1 兆 2,403 億円となり、平成 20 年度の料金原価に比べて 4,889 億円の増加が避けられない見通しです。

2. 徹底した経営効率化の取組みによる原価の低減

当社は、1日でも長く現行の料金水準を維持できるよう、全社を挙げて、聖域を設けず、徹底した経営効率化に取り組んでまいりました。

加えて、本年4月には、「経営効率化緊急対策本部」を設置し、踏み込んだコストダウンによって収支の改善を図っているところです。

電気料金の原価算定期間である平成26年度から平成28年度におきましても、経営効率化緊急対策本部での取組みを更に加速させ、全社を挙げて最大限の効率化に取り組むことにより、総額1,633億円のコスト削減を電気料金へ反映しております。

各項目における具体的な効率化については、以下のとおりです。

(1) 人件費

当社では、聖域を設けない業務効率化を継続的に推進し、電力業界の中でもいち早く要員のスリム化に取り組んでまいりましたが、引き続き業務運営の効率化に努め、国内電力会社の中でトップクラスの労働生産性の維持を目指してまいります。

人件費につきましては、役員給与の削減、従業員年収の削減、保養所の全廃を含む厚生費の削減等により、平成20年度の料金原価2,069億円に対し、平成26年度から平成28年度の年平均の料金原価は、1,682億円と387億円の削減を織り込んでおります。

(2) 設備投資関連費用

設備投資につきましては、東日本大震災を踏まえた浜岡原子力発電所の更なる安全対策工事や火力発電所の建設工事、流通設備の高経年化に対応した改良工事が増加傾向にありますが、電力の安定供給や公衆保安を確保したうえで、新技術・新工法の採用等により支出を必要最小限に抑制するとともに、競争発注の拡大等による調達価格の削減に努めてまいります。こうした取組みを前提として、減価償却費については、平成20年度の料金原価3,056億円に対し、平成26年度から平成28年度の年平均の料金原価は2,615億円へと442億円の減少を織り込んでおります。

(3) 修繕費、諸経費等

修繕費につきましては、設備の高経年化対策、スマートメーター導入、

太陽光発電連系に伴う系統対策などの増加要因がありますが、電力の安定供給や公衆保安を確保したうえで、仕様の見直しや設備の効率的な運用等により支出を必要最小限に抑制するとともに、競争発注の拡大等による調達価格の削減に努めてまいります。また、当社とグループ会社が一体となって生産性向上や業務再構築に取り組み、事業運営の更なる効率化を徹底してまいります。こうした取組みを前提として、修繕費については、平成20年度の料金原価2,212億円に対し、平成26年度から平成28年度の年平均の料金原価は2,172億円へと40億円の減少を織り込んでおります。

諸経費等につきましても、支出を必要最小限に抑制するとともに、競争発注の拡大等による調達価格の削減に努めてまいります。また、それに加えて、寄付金・事業団体費・諸会費の削減、業務見直しによる普及開発関係費の削減、研究内容の厳選による研究費の削減等に取り組んでまいります。

3. 電気料金の値上げ申請の必要性

前述のとおり、当社は、全社を挙げて、聖域を設けず、徹底した経営効率化によるコストダウンに取り組んでおります。しかしながら、徹底したコストダウンの成果を反映しても、原子力発電所の停止影響に伴う費用の増加により、抜本的な収支改善は極めて難しい状況にあります。

具体的には、平成 26 年度から平成 28 年度における原価は年平均で 2 兆 4,935 億円、販売電力量 1 キロワット時あたり 19 円 76 銭となる見込みですが、当該期間において現行料金を継続した場合の収入は年平均で 2 兆 3,309 億円、販売電力量 1 キロワット時あたり 18 円 47 銭となる見込みです。この結果、年平均で 1,627 億円、1 キロワット時あたり 1 円 29 銭と大幅な収入不足が見込まれることとなります。

こうした状況から、当社の最大の使命である電力の安全・安定供給を継続していくため、誠に心苦しい限りですが、規制部門のお客さまにつきまして平成 26 年 4 月 1 日から平均 4.95%の電気料金の値上げを申請させていただきたく存じます。また、自由化部門のお客さまにつきましても、同日から平均 8.44%の電気料金の値上げをお願いすることとしております。

当社といたしましては、今後も引き続き、全社を挙げて、聖域を設けず、更なる徹底した効率化に取り組んでまいり所存です。

II お客さまのご負担軽減や選択肢拡大等に向けた取組み

電気料金の値上げにあたり、少しでもお客さまのご負担軽減や選択肢の拡大につながる取組みならびにお客さまのご意見、ご要望にお応えする取組みについて、以下のとおり実施してまいります。

1. お客さまのご負担軽減に向けた取組み

従量電灯においては、電気のご使用量の増加に伴い料金単価が上昇する3段階料金制度を導入しております。今回の値上げにあたりましては、お客さまへの影響を少しでも緩和できるように、毎日の暮らしに必要な電気のご使用量に相当する第1段階料金について、値上げ幅を小さくしております。また、省エネルギー推進という観点から、第3段階料金については、値上げ幅を大きくしております。

2. お客さまの選択肢拡大に向けた取組み

お客さまにお選びいただけるメニューとして、ピーク時間（7～9月の13時～16時）を割高に、夜間時間を割安にした、「ピークシフト電灯」を設定いたします。これは、ピーク時間の節電や、電気のご使用をピーク時間から昼間時間・夜間時間に、または昼間時間から夜間時間に移行していただくことで、お客さまのご負担の軽減が可能となる料金メニューです。

また、従前より設定している「3時間帯別電灯（Eライフプラン）」につきましても、より多くのお客さまにお選びいただけるよう、夜間蓄熱式機器等の保有条件を廃止いたします。

3. お客さまのご意見、ご要望にお応えする取組み

お客さまからのご意見・ご要望にお応えして、お支払いが早収期間（検針日の翌日から20日目まで）内の場合は早収料金を、早収期間経過後の場合は遅収料金をいただく早遅収料金制度を廃止し、支払期日（検針日の翌日から30日目）を経過した日数に応じて年利10%（1日あたり約0.03%）の利息をいただく延滞利息制度を導入することといたします。

Ⅲ お客さまのご理解をいただくための取組み

電気料金の値上げにあたりまして、当社ホームページ上での詳細かつタイムリーな情報提供をさせていただくとともに、パンフレットなどのツールや検針時の配布チラシ、「電気ご使用量のお知らせ（検針票）」の裏面などを活用し、お客さま訪問時など、お客さまとのあらゆる接点において、丁寧にご説明してまいります。加えて、当社ホームページ上でお客さまご自身の値上げ影響額を試算いただけるサイトや、値上げ申請に関するお問い合わせ窓口（電気料金値上げ申請に関する専用ダイヤル）を設置し、丁寧な対応に努めてまいります。

なお、消費者団体さまをはじめとした各種団体さまに対し、訪問などを通じて、丁寧なご説明を実施してまいります。

以上，電気料金の値上げ申請の理由および料金メニュー面の主な取組みならびにお客さまのご理解をいただくための取組みについて申し述べました。

事情ご賢察のうえ，ご認可くださいますようお願い申し上げます。

2 供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表

供給約款の変更の内容

供給約款の変更の概要は、次のとおりであります。

1. 早遅収料金制度の廃止および延滞利息制度の導入
2. 新たな機能を有する計量器の導入にともない、その機能の活用に必要な取扱いの追加
3. 供給の単位における共同引込線の取扱いの明確化
4. 供給停止の解除における取扱いの明確化
5. 計量器等の取付けにおける取扱いの明確化
6. その他の今日の見直し

新旧料金率比較表（電灯分）

現 行 料 金				改 定 料 金				
区 分		単 位	早取料金率	区 分		単 位	料金率	
定 額 電 灯	需要家料金	1 契約	円 [円] 52.50	需要家料金	1 契約	円 54.00		
	電灯料金			電灯料金				
	20Wまで	1 灯	126.15 [20.73]	20Wまで	1 灯	139.32		
	40Wまで	"	214.50 [41.46]	40Wまで	"	239.76		
	60Wまで	"	302.86 [62.20]	60Wまで	"	340.20		
	100Wまで	"	479.56 [103.66]	100Wまで	"	541.08		
	100W超過100Wまでごとに	"	479.56 [103.66]	100W超過100Wまでごとに	"	541.08		
	小型機器料金			小型機器料金				
	50VAまでの機器	1 機器	212.62 [30.97]	50VAまでの機器	1 機器	232.74		
	100VAまでの機器	"	347.53 [61.93]	100VAまでの機器	"	385.56		
100VA超過100VAまでごとに	"	347.53 [61.93]	100VA超過100VAまでごとに	"	385.56			
(特定の機器)			(特定の機器)					
[附 則]			[附 則]					
20VAまでのラジオ	1 台	95.40 [12.40]	20VAまでのラジオ	1 台	103.68			
30VAまでのラジオ	"	133.57 [18.57]	30VAまでのラジオ	"	145.80			
従 量 電 灯	A	最低料金 最初の8kWhまで	1 契約 243.96 [21.36]	A	最低料金 最初の8kWhまで	1 契約 254.88		
		電力量料金 8kWh超過分	1 kWh 19.72 [2.67]		電力量料金 8kWh超過分	1 kWh 20.91		
	B	基本料金			基本料金			
		10アンペア	1 契約	273.00	10アンペア	1 契約	280.80	
		15アンペア	"	409.50	15アンペア	"	421.20	
		20アンペア	"	546.00	20アンペア	"	561.60	
		30アンペア	"	819.00	30アンペア	"	842.40	
		40アンペア	"	1,092.00	40アンペア	"	1,123.20	
		50アンペア	"	1,365.00	50アンペア	"	1,404.00	
	60アンペア	"	1,638.00	60アンペア	"	1,684.80		
		電力量料金			電力量料金			
		最初の120kWhまで	1 kWh 19.72 [2.67]		最初の120kWhまで	1 kWh 20.91		
		120kWh超過300kWhまで	" 23.76 [2.67]		120kWh超過300kWhまで	" 25.54		
	300kWh超過分	" 25.19 [2.67]		300kWh超過分	" 28.23			
	最低月額料金	1 契約 222.60		最低月額料金	1 契約 254.88			
C	基本料金	1 kVA 273.00		基本料金	1 kVA 280.80			
	電力量料金			電力量料金				
	最初の120kWhまで	1 kWh 19.72 [2.67]		最初の120kWhまで	1 kWh 20.91			
	120kWh超過300kWhまで	" 23.76 [2.67]		120kWh超過300kWhまで	" 25.54			
	300kWh超過分	" 25.19 [2.67]		300kWh超過分	" 28.23			

現 行 料 金				改 定 料 金					
区 分		単 位	早取料金率	区 分		単 位	料金率		
臨 時 電	A	50VAまで 1日につき	1 契約	円 [円] 7.22 [0.84]	A	50VAまで 1日につき	1 契約	円 8.04	
		100VAまで	〃	14.44 [1.68]		100VAまで	〃	16.07	
		200VAまで	〃	28.88 [3.36]		200VAまで	〃	32.14	
		300VAまで	〃	43.32 [5.04]		300VAまで	〃	48.21	
		400VAまで	〃	57.76 [6.72]		400VAまで	〃	64.28	
		500VAまで	〃	72.20 [8.40]		500VAまで	〃	80.35	
		1kVAまで	〃	144.29 [16.71]		1kVAまで	〃	160.70	
		2kVAまで	〃	288.58 [33.42]		2kVAまで	〃	321.40	
		3kVAまで	〃	432.87 [50.13]		3kVAまで	〃	482.10	
	灯	B	基本料金	1 契約	1,197.00	B	基本料金	1 契約	1,231.20
40アンペア			〃	1,496.25	40アンペア		〃	1,539.00	
50アンペア			〃	1,795.50	50アンペア		〃	1,846.80	
60アンペア			〃		60アンペア		〃		
		電力量料金	1 kWh	27.45 [2.67]			電力量料金	1 kWh	31.05
C	基本料金	1 kVA	299.25	C	基本料金	1 kVA	307.80		
	電力量料金	1 kWh	27.45 [2.67]		電力量料金	1 kWh	31.05		
公 衆 街 路 灯	A	需要家料金	1 契約	47.25	A	需要家料金	1 契約	48.60	
		電灯料金				電灯料金			
		20Wまで	1 灯	117.75 [20.73]		20Wまで	1 灯	130.68	
		40Wまで	〃	200.85 [41.46]		40Wまで	〃	225.72	
		60Wまで	〃	283.96 [62.20]		60Wまで	〃	320.76	
		100Wまで	〃	450.16 [103.66]		100Wまで	〃	510.84	
		100W超過100Wまでごとに	〃	450.16 [103.66]		100W超過100Wまでごとに	〃	510.84	
		小型機器料金				小型機器料金			
		50VAまでの機器	1 機器	194.77 [30.97]		50VAまでの機器	1 機器	214.38	
		100VAまでの機器	〃	319.18 [61.93]		100VAまでの機器	〃	356.40	
	100VA超過100VAまでごとに	〃	319.18 [61.93]	100VA超過100VAまでごとに	〃	356.40			
	(旧供給約款附則7の適用を受けていたお客さま)			(旧供給約款附則7の適用を受けていたお客さま)					
	[附 則]			[附 則]					
	最低料金			最低料金					
最初の8kWhまで	1 契約	221.91 [21.36]	最初の8kWhまで	1 契約	238.68				
電力量料金			電力量料金						
8kWh超過分	1 kWh	18.17 [2.67]	8kWh超過分	1 kWh	19.94				
B	基本料金	1 kVA	246.75	B	基本料金	1 kVA	253.80		
	電力量料金	1 kWh	18.17 [2.67]		電力量料金	1 kWh	19.94		
	最低月額料金	1 契約	200.55		最低月額料金	1 契約	238.68		

現 行 料 金			改 定 料 金				
区 分		単 位	早収料金率	区 分		単 位	料金率
農 事 用 電 灯	(電照栽培用) [附 則]		従量電灯の該当料金の10パーセント増し	農 事 用 電 灯	(電照栽培用) [附 則]		従量電灯の該当料金の10パーセント増し

(注) 現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格43,700円の場合の燃料費調整適用後の値とし、[]内に燃料費調整単価を再掲した。

新旧料金率比較表（電灯分）
（附則12〔消費税法の改正にともなう経過措置〕）

現 行 料 金				改 定 料 金				
区 分		単 位	早取料金率	区 分		単 位	料金率	
定 額 電 灯	需要家料金	1 契約	円 [円] 52.50	需要家料金	1 契約	円	52.50	
	電灯料金			電灯料金				
	20Wまで	1 灯	126.15 [20.73]	20Wまで	1 灯	135.45		
	40Wまで	〃	214.50 [41.46]	40Wまで	〃	233.10		
	60Wまで	〃	302.86 [62.20]	60Wまで	〃	330.75		
	100Wまで	〃	479.56 [103.66]	100Wまで	〃	526.05		
	100W超過100Wまでごとに	〃	479.56 [103.66]	100W超過100Wまでごとに	〃	526.05		
	小型機器料金			小型機器料金				
	50VAまでの機器	1 機器	212.62 [30.97]	50VAまでの機器	1 機器	226.28		
	100VAまでの機器	〃	347.53 [61.93]	100VAまでの機器	〃	374.85		
100VA超過100VAまでごとに	〃	347.53 [61.93]	100VA超過100VAまでごとに	〃	374.85			
(特定の機器)			(特定の機器)					
[附 則]			[附 則]					
20VAまでのラジオ	1 台	95.40 [12.40]	20VAまでのラジオ	1 台	100.80			
30VAまでのラジオ	〃	133.57 [18.57]	30VAまでのラジオ	〃	141.75			
従 量 電 灯	A	最低料金		A	最低料金			
		最初の8kWhまで	1 契約 243.96 [21.36]		最初の8kWhまで	1 契約 247.80		
		電力量料金			電力量料金			
		8kWh超過分	1 kWh 19.72 [2.67]		8kWh超過分	1 kWh 20.33		
	B	基本料金			基本料金			
		10アンペア	1 契約	273.00	10アンペア	1 契約	273.00	
		15アンペア	〃	409.50	15アンペア	〃	409.50	
		20アンペア	〃	546.00	20アンペア	〃	546.00	
		30アンペア	〃	819.00	30アンペア	〃	819.00	
		40アンペア	〃	1,092.00	40アンペア	〃	1,092.00	
		50アンペア	〃	1,365.00	50アンペア	〃	1,365.00	
		60アンペア	〃	1,638.00	60アンペア	〃	1,638.00	
		電力量料金			電力量料金			
		最初の120kWhまで	1 kWh 19.72 [2.67]		最初の120kWhまで	1 kWh 20.33		
		120kWh超過300kWhまで	〃 23.76 [2.67]		120kWh超過300kWhまで	〃 24.83		
	300kWh超過分	〃 25.19 [2.67]		300kWh超過分	〃 27.45			
	最低月額料金	1 契約 222.60		最低月額料金	1 契約 247.80			
C	基本料金	1 kVA 273.00		基本料金	1 kVA 273.00			
	電力量料金			電力量料金				
	最初の120kWhまで	1 kWh 19.72 [2.67]		最初の120kWhまで	1 kWh 20.33			
	120kWh超過300kWhまで	〃 23.76 [2.67]		120kWh超過300kWhまで	〃 24.83			
	300kWh超過分	〃 25.19 [2.67]		300kWh超過分	〃 27.45			

現 行 料 金				改 定 料 金					
区 分		単 位	早 取 料 金 率	区 分		単 位	料 金 率		
臨 時 電	A	50VAまで 1日につき	1 契約	円 [円] 7.22 [0.84]	臨 時 電	A	50VAまで 1日につき	1 契約	7.81
		100VAまで	〃	14.44 [1.68]			100VAまで	〃	15.62
		200VAまで	〃	28.88 [3.36]			200VAまで	〃	31.24
		300VAまで	〃	43.32 [5.04]			300VAまで	〃	46.86
		400VAまで	〃	57.76 [6.72]			400VAまで	〃	62.48
		500VAまで	〃	72.20 [8.40]			500VAまで	〃	78.10
		1kVAまで	〃	144.29 [16.71]			1kVAまで	〃	156.24
		2kVAまで	〃	288.58 [33.42]			2kVAまで	〃	312.48
		3kVAまで	〃	432.87 [50.13]			3kVAまで	〃	468.72
		灯	B	基本料金			1 契約	1,197.00	灯
40アンペア	〃			1,496.25	40アンペア	〃	1,496.25		
50アンペア	〃			1,795.50	50アンペア	〃	1,795.50		
60アンペア	〃			1,795.50	60アンペア	〃	1,795.50		
		電力量料金	1 kWh	27.45 [2.67]			電力量料金	1 kWh	30.19
C	基本料金	1 kVA	299.25	C	基本料金	1 kVA	299.25		
	電力量料金	1 kWh	27.45 [2.67]		電力量料金	1 kWh	30.19		
公 衆 街 路 灯	A	需要家料金	1 契約	47.25	公 衆 街 路 灯	A	需要家料金	1 契約	47.25
		電灯料金					電灯料金		
		20Wまで	1 灯	117.75 [20.73]			20Wまで	1 灯	127.05
		40Wまで	〃	200.85 [41.46]			40Wまで	〃	219.45
		60Wまで	〃	283.96 [62.20]			60Wまで	〃	311.85
		100Wまで	〃	450.16 [103.66]			100Wまで	〃	496.65
		100W超過100Wまでごとに	〃	450.16 [103.66]			100W超過100Wまでごとに	〃	496.65
		小型機器料金					小型機器料金		
		50VAまでの機器	1 機器	194.77 [30.97]			50VAまでの機器	1 機器	208.43
		100VAまでの機器	〃	319.18 [61.93]			100VAまでの機器	〃	346.50
	100VA超過100VAまでごとに	〃	319.18 [61.93]	100VA超過100VAまでごとに	〃	346.50			
	(旧供給約款附則7の適用を受けていたお客さま)			(旧供給約款附則7の適用を受けていたお客さま)					
	[附 則] 最低料金			[附 則] 最低料金					
	最初の8kWhまで	1 契約	221.91 [21.36]	最初の8kWhまで	1 契約	232.05			
電力量料金			電力量料金						
8kWh超過分	1 kWh	18.17 [2.67]	8kWh超過分	1 kWh	19.38				
B	基本料金	1 kVA	246.75	B	基本料金	1 kVA	246.75		
	電力量料金	1 kWh	18.17 [2.67]		電力量料金	1 kWh	19.38		
	最低月額料金	1 契約	200.55		最低月額料金	1 契約	232.05		

現 行 料 金			改 定 料 金				
区 分		単 位	早収料金率	区 分		単 位	料金率
農 事 用 電 灯	(電照栽培用) [附 則]		従量電灯の該当料金の10パーセント増し	農 事 用 電 灯	(電照栽培用) [附 則]		従量電灯の該当料金の10パーセント増し

(注) 現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格43,700円の場合の燃料費調整適用後の値とし、[]内に燃料費調整単価を再掲した。

新 旧 料 金 率 比 較 表 (電 力 分)

現 行 料 金				改 定 料 金					
区 分		単 位	早 取 料 金 率	区 分		単 位	料 金 率		
			円 [円]				円		
低 圧 電 力	基 本 料 金	1 kW	1,092.00	低 圧 電 力	基 本 料 金	1 kW	1,123.20		
	電 力 量 料 金				電 力 量 料 金				
	夏 季 料 金	1 kWh	14.94 [2.67]		夏 季 料 金	1 kWh	17.06		
	そ の 他 季 料 金	"	13.83 [2.67]		そ の 他 季 料 金	"	15.51		
臨 時 電 力	定 額 制 供 給 1 日 に つ き	1 kW	216.07 [17.57]	臨 時 電 力	定 額 制 供 給 1 日 に つ き	1 kW	236.82		
	従 量 制 供 給	低 圧 電 力 の 該 当 料 金 の 20% 増 し			従 量 制 供 給	低 圧 電 力 の 該 当 料 金 の 20% 増 し			
農 事	A (かんがい排水需要)	基 本 料 金	1 kW	525.00	農 事	A (かんがい排水需要)	基 本 料 金	1 kW	540.00
		電 力 量 料 金					電 力 量 料 金		
		夏 季 料 金	1 kWh	10.46 [2.67]			夏 季 料 金	1 kWh	12.36
		そ の 他 季 料 金	"	9.76 [2.67]			そ の 他 季 料 金	"	11.23
農 事	B (育苗・栽培需要)	定 額 制 供 給 毎 年 最 初 の 30 日 まで	1 kW	5,925.30 [948.30]	農 事	B (育苗・栽培需要)	定 額 制 供 給 毎 年 最 初 の 30 日 まで	1 kW	6,642.00
		30 日 を こ え る 1 日 に つ き	"	197.51 [31.61]			30 日 を こ え る 1 日 に つ き	"	221.40
		従 量 制 供 給	低 圧 電 力 の 該 当 料 金 の 10% 増 し				従 量 制 供 給	低 圧 電 力 の 該 当 料 金 の 10% 増 し	
用 電 力	(脱穀調整需要) [附 則]	毎 年 最 初 の 30 日 まで		用 電 力	(脱穀調整需要) [附 則]	毎 年 最 初 の 30 日 まで			
		0.5kW	3,839.25 [131.70]			0.5kW	4,038.01		
		1 kW	5,479.80 [263.40]			1 kW	5,814.50		
		2 kW	8,478.75 [527.10]			2 kW	9,076.97		
		3 kW	11,515.65 [789.90]			3 kW	12,379.07		
		3kW超過 1kW増すごとに	1,714.50 [263.40]			3kW超過 1kW増すごとに	1,941.62		
		30 日 を こ え る 1 日 に つ き				30 日 を こ え る 1 日 に つ き			
		0.5kW	21.93 [4.39]			0.5kW	25.52		
		1 kW	32.51 [8.78]			1 kW	39.38		
		2 kW	71.23 [17.57]			2 kW	85.13		
		3 kW	110.86 [26.33]			3 kW	131.84		
		3kW超過 1kW増すごとに	43.85 [8.78]			3kW超過 1kW増すごとに	51.04		

現 行 料 金				改 定 料 金				
区 分		単 位	早収料金率	区 分		単 位	料金率	
深 夜 電 力	(契約電力50kW以上の低圧供給分)		円 [円]	深 夜 電 力	(契約電力50kW以上の低圧供給分)		円	
	[附 則]				[附 則]			
	(8時間供給)				(8時間供給)			
	基本料金	1 kW	168.00		基本料金	1 kW	172.80	
	電力量料金	1 kWh	11.84 [2.67]		電力量料金	1 kWh	13.49	
	(10時間供給)				(10時間供給)			
基本料金	1 kW	199.50	基本料金	1 kW	205.20			
電力量料金	1 kWh	12.20 [2.67]	電力量料金	1 kWh	13.87			

(注) 現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格43,700円の場合の燃料費調整適用後の値とし、[]内に燃料費調整単価を再掲した。

新旧料金率比較表（電力分）
（附則12〔消費税法の改正にともなう経過措置〕）

現 行 料 金				改 定 料 金					
区 分		単 位	早収料金率	区 分		単 位	料金率		
低 圧 電 力	基本料金	1 kW	1,092.00	低 圧 電 力	基本料金	1 kW	1,092.00		
	電力量料金				電力量料金				
	夏季料金	1 kWh	14.94 [2.67]		夏季料金	1 kWh	16.59		
	その他季料金	〃	13.83 [2.67]		その他季料金	〃	15.08		
臨 時 電 力	定額制供給 1日につき	1 kW	216.07 [17.57]	臨 時 電 力	定額制供給 1日につき	1 kW	230.24		
	従量制供給	低圧電力の該当料金の20パーセント増し			従量制供給	低圧電力の該当料金の20パーセント増し			
農 事	A A	(かんがい排水需要)		農 事	A A	(かんがい排水需要)			
		基本料金	1 kW			525.00	基本料金	1 kW	525.00
		電力量料金					電力量料金		
		夏季料金	1 kWh			10.46 [2.67]	夏季料金	1 kWh	12.01
その他季料金	〃	9.76 [2.67]	その他季料金	〃	10.92				
B	(育苗・栽培需要)		B	(育苗・栽培需要)		B	(育苗・栽培需要)		
	定額制供給 毎年最初の30日まで	1 kW		5,925.30 [948.30]	定額制供給 毎年最初の30日まで		1 kW	6,457.50	
	30日をこえる1日につき	〃		197.51 [31.61]	30日をこえる1日につき		〃	215.25	
従量制供給	低圧電力の該当料金の10パーセント増し		従量制供給	低圧電力の該当料金の10パーセント増し					
用 電 力	(脱穀調整需要) 〔附 則〕		用 電 力	(脱穀調整需要) 〔附 則〕		用 電 力	(脱穀調整需要) 〔附 則〕		
	毎年最初の30日まで			毎年最初の30日まで			毎年最初の30日まで		
	0.5kW			3,839.25 [131.70]	0.5kW			3,925.85	
	1 kW			5,479.80 [263.40]	1 kW			5,652.99	
	2 kW			8,478.75 [527.10]	2 kW			8,824.83	
	3 kW			11,515.65 [789.90]	3 kW			12,035.21	
	3kW超過1kW増すごとに			1,714.50 [263.40]	3kW超過1kW増すごとに			1,887.69	
	30日をこえる1日につき			30日をこえる1日につき			30日をこえる1日につき		
	0.5kW			21.93 [4.39]	0.5kW			24.81	
	1 kW			32.51 [8.78]	1 kW			38.28	
	2 kW			71.23 [17.57]	2 kW			82.76	
	3 kW			110.86 [26.33]	3 kW			128.17	
3kW超過1kW増すごとに		43.85 [8.78]	3kW超過1kW増すごとに		49.62				

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単 位	早収料金率	区 分		単 位	料金率
			円 [円]				円
深 夜 電 力	(契約電力50kW以上の低圧供給分) [附 則] (8時間供給)			深 夜 電 力	(契約電力50kW以上の低圧供給分) [附 則] (8時間供給)		
	基本料金	1 kW	168.00		基本料金	1 kW	168.00
	電力量料金	1 kWh	11.84 [2.67]		電力量料金	1 kWh	13.11
	(10時間供給)				(10時間供給)		
	基本料金	1 kW	199.50		基本料金	1 kW	199.50
	電力量料金	1 kWh	12.20 [2.67]		電力量料金	1 kWh	13.48

(注) 現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格43,700円の場合の燃料費調整適用後の値とし、[]内に燃料費調整単価を再掲した。

燃 料 費 調 整 基 準 単 価 比 較 表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基準単価	区 分	単 位	基準単価
		円			円
(1)定額制供給			(1)定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A			イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯			電 灯		
20Wまで	1 灯	1.460	20Wまで	1 灯	1.779
40Wまで	〃	2.920	40Wまで	〃	3.558
60Wまで	〃	4.380	60Wまで	〃	5.335
100Wまで	〃	7.300	100Wまで	〃	8.893
100W超過100Wまでごとに	〃	7.300	100W超過100Wまでごとに	〃	8.893
小型機器			小型機器		
50VAまでの機器	1 機器	2.181	50VAまでの機器	1 機器	2.656
100VAまでの機器	〃	4.361	100VAまでの機器	〃	5.313
100VA超過100VAまでごとに	〃	4.361	100VA超過100VAまでごとに	〃	5.313
(特定の機器)			(特定の機器)		
[附 則]			[附 則]		
20VAまでのラジオ	1 台	0.873	20VAまでのラジオ	1 台	1.063
30VAまでのラジオ	〃	1.308	30VAまでのラジオ	〃	1.594
ロ. 臨時電灯A			ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0.059	50VAまで1日につき	1 契約	0.071
100VAまで1日につき	〃	0.118	100VAまで1日につき	〃	0.144
100VA超過500VAまで	〃	0.118	100VA超過500VAまで	〃	0.144
100VAまでごとに1日につき	〃	0.118	100VAまでごとに1日につき	〃	0.144
500VA超過1kVAまで	〃	1.177	500VA超過1kVAまで	〃	1.433
1日につき	〃	1.177	1日につき	〃	1.433
1kVA超過3kVAまで	〃	1.177	1kVA超過3kVAまで	〃	1.433
1kVAまでごとに1日につき	〃	1.177	1kVAまでごとに1日につき	〃	1.433
ハ. 臨時電力			ハ. 臨時電力		
1日につき	1 kW	1.237	1日につき	1 kW	1.507
ニ. 農事用電力B			ニ. 農事用電力B		
1日につき	1 kW	2.226	1日につき	1 kW	2.712
ホ. 農事用電力(脱穀調整需要)			ホ. 農事用電力(脱穀調整需要)		
[附 則]			[附 則]		
1日につき			1日につき		
0.5kW	1 契約	0.309	0.5kW	1 契約	0.377
1 kW	〃	0.618	1 kW	〃	0.753
2 kW	〃	1.237	2 kW	〃	1.507
3 kW	〃	1.854	3 kW	〃	2.259
3kW超過1kW増すごとに	〃	0.618	3kW超過1kW増すごとに	〃	0.753
(2)従量制供給			(2)従量制供給		
	1 kWh	0.188		1 kWh	0.229

燃料費調整基準単価比較表
(附則12〔消費税法の改正にともなう経過措置〕)

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基準単価	区 分	単 位	基準単価
		円			円
(1)定額制供給			(1)定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A			イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯			電 灯		
20Wまで	1 灯	1.460	20Wまで	1 灯	1.729
40Wまで	〃	2.920	40Wまで	〃	3.459
60Wまで	〃	4.380	60Wまで	〃	5.187
100Wまで	〃	7.300	100Wまで	〃	8.646
100W超過100Wまでごとに	〃	7.300	100W超過100Wまでごとに	〃	8.646
小型機器			小型機器		
50VAまでの機器	1 機器	2.181	50VAまでの機器	1 機器	2.582
100VAまでの機器	〃	4.361	100VAまでの機器	〃	5.165
100VA超過100VAまでごとに	〃	4.361	100VA超過100VAまでごとに	〃	5.165
(特定の機器)			(特定の機器)		
[附 則]			[附 則]		
20VAまでのラジオ	1 台	0.873	20VAまでのラジオ	1 台	1.033
30VAまでのラジオ	〃	1.308	30VAまでのラジオ	〃	1.550
ロ. 臨時電灯A			ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0.059	50VAまで1日につき	1 契約	0.069
100VAまで1日につき	〃	0.118	100VAまで1日につき	〃	0.140
100VA超過500VAまで 100VAまでごとに1日につき	〃	0.118	100VA超過500VAまで 100VAまでごとに1日につき	〃	0.140
500VA超過1kVAまで 1日につき	〃	1.177	500VA超過1kVAまで 1日につき	〃	1.393
1kVA超過3kVAまで 1kVAまでごとに1日につき	〃	1.177	1kVA超過3kVAまで 1kVAまでごとに1日につき	〃	1.393
ハ. 臨時電力			ハ. 臨時電力		
1日につき	1 kW	1.237	1日につき	1 kW	1.465
ニ. 農事用電力B			ニ. 農事用電力B		
1日につき	1 kW	2.226	1日につき	1 kW	2.637
ホ. 農事用電力(脱穀調整需要)			ホ. 農事用電力(脱穀調整需要)		
[附 則]			[附 則]		
1日につき			1日につき		
0.5kW	1 契約	0.309	0.5kW	1 契約	0.366
1 kW	〃	0.618	1 kW	〃	0.732
2 kW	〃	1.237	2 kW	〃	1.465
3 kW	〃	1.854	3 kW	〃	2.197
3kW超過1kW増すごとに	〃	0.618	3kW超過1kW増すごとに	〃	0.732
(2)従量制供給			(2)従量制供給		
	1 kWh	0.188		1 kWh	0.223

3 一般電気事業供給約款料金算定規則様式
第1から第8までにより作成した書類

第1表

営業費総括表

(単位: 千円)

項目	金額	備考
役員給与	788,400	
給料手当	360,891,650	平均経費人員: (17,975人) 平均基準賃金: (424,750円/月)
給料手当振替額(貸方)	△6,021,471	
退職給与金	44,526,377	
厚生費	69,039,559	
委託検針費	18,306,584	
委託集金費	4,929	
雑給	17,075,759	
燃料費	3,721,000,859	
使用済燃料再処理等発電費	12,584,340	
使用済燃料再処理等既発電費	24,745,437	
廃棄物処理費	48,157,532	
特定放射性廃棄物処分費	1,126,968	
消耗品費	26,650,793	
修繕費	651,720,236	
水利使用料	9,365,572	
補償費	6,075,778	
賃借料	60,624,312	
託送料	19,465,697	
事業者間精算費	2,517,902	振替電力量: 8,734 (10 ⁶ kWh)
委託費	265,963,285	
損害保険料	4,541,771	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	37,261,800	
普及開発関係費	5,754,156	
養成費	6,315,656	
研究費	26,448,294	
諸費	42,163,350	
	<->	
	<2,743,932>	
電気料貸倒損	3,220,761	
固定資産税	139,471,103	
雑税	9,182,647	
減価償却費	784,363,617	
固定資産除却費	85,201,051	
原子力発電施設解体費	13,424,730	
共有設備費等分担額	6,111,930	
共有設備費等分担額(貸方)	△32,007	
地帯間購入電源費	45,687,639	地帯間購入電力量: 1,077 (10 ⁶ kWh)
	<->	
地帯間購入送電費	253,560	
他社購入電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)	460,841,829	他社購入電力量: 39,870 (10 ⁶ kWh)
	<2,809,224>	(118,527,949)
他社購入送電費	599,516	
建設分担関連費振替額(貸方)	△1,911,551	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△3,350,303	
電源開発促進税	144,750,402	
事業税	94,484,565	
開発費	-	
開発費償却	-	
電力費振替勘定(貸方)	△597,838	
株式交付費	-	
株式交付費償却	-	
社債発行費	1,601,481	
社債発行費償却	-	
法人税等	51,525,086	
合計	7,311,923,743	

原価算定期間を、平成26年4月から平成29年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 給料手当の平均経費人員(人)及び平均基準賃金(円/月)を、備考欄に記載すること。
- 2 事業者間精算費、地帯間購入電源費及び他社購入電源費の購入電力量(10⁶kWh)を、備考欄に記載すること。
- 3 諸費の上段<>内には寄付金に係る費用を、下段<>内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 4 地帯間購入電源費及び他社購入電源費の<>内には、過去の使用済燃料に係る費用を内数として記載すること。
- 5 他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

[主な項目の内訳]

(1) 燃料費 (単位：千円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	377,950,665	
	燃料油費	74,978,951	
	ガス費	3,257,070,278	
	その他	5,056,942	
	小 計	3,715,056,836	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益 (貸方))	5,944,023	
	濃縮関連費	—	
	小 計	5,944,023	
新エネルギー等燃料費		—	
合 計		3,721,000,859	
火力燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		71,041	
火力燃料重油換算単価 (円/k1)		52,295	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		343,661	
火力燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		10.81	
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		11,789	
核燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		0.50	
新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		—	
新エネルギー等燃料重油換算単価 (円/k1)		—	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		—	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		—	

(参考) 主要燃料消費数量, 消費価格

項 目		数量・価格	備 考
消費数量	石炭 (10 ³ t)	30,438	
	重油 (10 ³ k1)	9	
	原油 (10 ³ k1)	1,014	
	L N G (10 ³ t)	37,211	
平均消費価格	石炭 (円/t)	12,221	
	重油 (円/k1)	64,362	
	原油 (円/k1)	73,372	
	L N G (円/t)	87,214	

(2) 修繕費 (単位：千円)

項 目	金 額	備 考
普通修繕費	429,344,888	
取替修繕費	222,375,348	
合 計	651,720,236	

(3) 減価償却費 (単位：千円)

項 目	金 額	備 考
水力発電設備	54,355,957	
火力発電設備	214,615,611	
原子力発電設備	103,545,623	
新エネルギー等発電設備	2,740,907	
送電設備	166,019,978	
変電設備	103,488,346	
配電設備	101,846,365	
業務設備	37,750,830	
合 計	784,363,617	

第2表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項目		金額	備考	
電気事業報酬	特定固定資産	10,232,646,201	電気事業報酬は、左記合計額から剰余金残高相当額（別途積立金及び繰越利益剰余金から繰延税金資産を控除した額）948,912,000千円を控除した額に報酬率2.9%を乗じて算定。	
	建設中の資産	312,774,909		
	核燃料資産	735,127,956		
	特定投資	215,609,322		
	運転資本	営業資本		737,483,782
		貯蔵品		478,067,895
		小計		1,215,551,677
	繰延償却資産	—		
	合計	12,711,710,065		
	報酬率（%）	2.9		
電気事業報酬額	341,121,144			

原価算定期間を、平成26年4月から平成29年3月までの3年として算定した。

第3表

控除収益総括表

(単位：千円)

項目		金額	備考
遅収加算料金		—	
地帯間販売電源料	3,028,979	地帯間販売電力量：345（10 ⁶ kWh）	
	<—>		
地帯間販売送電料	58,650		
	(—)		
他社販売電源料	75,083,901	他社販売電力量：5,214（10 ⁶ kWh）	
	<—>		
他社販売送電料	—		
	(—)		
託送収益	6,798,145		
	(—)		
事業者間精算収益	380,727	振替電力量：1,947（10 ⁶ kWh）	
電気事業雑収益	63,131,875		
預金利息	66,714		
合計	148,548,991		

原価算定期間を、平成26年4月から平成29年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 地帯間販売電源料、他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量（10⁶kWh）を、備考欄に記載すること。
- 2 地帯間販売電源料及び他社販売電源料の< >内には、過去の使用済燃料に係る収益を内数として記載すること。
- 3 地帯間販売送電料、他社販売送電料及び託送収益の（ ）内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

営業費明細表

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
役員給与	262,800	262,800	262,800	788,400	
給料手当	119,047,590	120,388,409	121,455,651	360,891,650	
給料手当振替額（貸方）	△1,986,307	△2,008,678	△2,026,486	△6,021,471	
退職給与金	14,334,471	15,810,654	14,381,252	44,526,377	
厚生費	22,003,905	23,332,834	23,702,820	69,039,559	
委託検針費	6,301,963	6,373,094	5,631,527	18,306,584	
委託集金費	1,643	1,643	1,643	4,929	
雑給	5,693,253	5,693,253	5,689,253	17,075,759	
燃料費	1,292,309,555	1,263,704,091	1,164,987,213	3,721,000,859	
使用済燃料再処理等発電費	930,978	2,550,070	9,103,292	12,584,340	
使用済燃料再処理等既発電費	8,248,479	8,248,479	8,248,479	24,745,437	
廃棄物処理費	15,678,679	15,934,621	16,544,232	48,157,532	
特定放射性廃棄物処分費	—	—	1,126,968	1,126,968	
消耗品費	8,809,492	8,974,143	8,867,158	26,650,793	
修繕費	203,366,690	221,981,608	226,371,938	651,720,236	
水利使用料	3,054,746	3,154,942	3,155,884	9,365,572	
補償費	1,924,794	1,935,288	2,215,696	6,075,778	
賃借料	20,043,829	20,287,012	20,293,471	60,624,312	
託送料	7,064,803	6,674,083	5,726,811	19,465,697	
事業者間精算費	840,652	837,313	839,937	2,517,902	
委託費	91,922,308	92,022,223	82,018,754	265,963,285	
損害保険料	1,142,048	1,627,095	1,772,628	4,541,771	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	12,420,600	12,420,600	12,420,600	37,261,800	
普及開発関係費	1,928,903	1,883,207	1,942,046	5,754,156	
養成費	1,666,770	2,825,225	1,823,661	6,315,656	
研究費	8,503,390	8,956,820	8,988,084	26,448,294	
諸費	13,920,711	14,625,455	13,617,184	42,163,350	
	<—>	<—>	<—>	<—>	
	<914,644>	<914,644>	<914,644>	<2,743,932>	
電気料貸倒損	1,188,595	1,059,941	972,225	3,220,761	
固定資産税	45,298,915	46,435,854	47,736,334	139,471,103	
雑税	2,804,776	2,863,409	3,514,462	9,182,647	
減価償却費	262,361,555	262,496,077	259,505,985	784,363,617	
固定資産除却費	28,251,496	27,600,108	29,349,447	85,201,051	
原子力発電施設解体費	4,474,910	4,474,910	4,474,910	13,424,730	
共有設備費等分担額	2,068,271	2,018,829	2,024,830	6,111,930	
共有設備費等分担額（貸方）	△10,669	△10,669	△10,669	△32,007	
地帯間購入電源費	15,515,719	15,471,204	14,700,716	45,687,639	
地帯間購入送電費	84,520	84,520	84,520	253,560	
他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	170,568,960 (30,154,290)	149,602,749 (39,784,894)	140,670,120 (48,588,765)	460,841,829 (118,527,949)	
他社購入送電費	204,290	197,613	197,613	599,516	
建設分担関連費振替額（貸方）	△644,580	△631,286	△635,685	△1,911,551	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	△1,097,185	△1,100,432	△1,152,686	△3,350,303	
電源開発促進税	47,871,285	48,335,637	48,543,480	144,750,402	
事業税	31,958,109	31,852,557	30,673,899	94,484,565	
開発費	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	
電力費振替勘定（貸方）	△382,642	△107,599	△107,597	△597,838	
株式交付費	—	—	—	—	
株式交付費償却	—	—	—	—	
社債発行費	478,173	478,173	645,135	1,601,481	
社債発行費償却	—	—	—	—	
法人税等	18,551,567	16,486,817	16,486,702	51,525,086	
合計	2,488,982,810	2,466,104,696	2,356,836,237	7,311,923,743	

原価算定期間を，平成26年4月から平成29年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお，原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期，下期及び年度計それぞれの欄に区分し，原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること(以下この様式において同じ。)
- 2 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を，下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の()内には，新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第3条第2項第1号関係

[役員給与, 給料手当, 給料手当振替額(貸方), 退職給与金, 厚生費, 委託検針費, 委託集金費及び雑給]

(単位: 千円)

項 目	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定 期間計	備 考
役員給与	801,956	528,716	262,800	262,800	262,800	788,400	
給料手当	92,400,865	93,566,942	90,420,780	91,832,649	92,597,199	274,850,628	
基準外賃金	18,702,925	18,170,700	16,818,265	16,401,311	16,537,860	49,757,436	
諸給与金	40,597,503	39,502,506	19,698,471	20,006,052	20,172,611	59,877,134	
控除口(貸方)	△ 8,357,522	△ 8,415,662	△ 7,889,926	△ 7,851,603	△ 7,852,019	△ 23,593,548	
小計	143,343,771	142,824,486	119,047,590	120,388,409	121,455,651	360,891,650	
給料手当振替額(貸方)	△ 2,389,309	△ 2,383,024	△ 1,986,307	△ 2,008,678	△ 2,026,486	△ 6,021,471	
退職給与金	△ 14,969,820	△ 2,646,707	2,261,905	2,012,689	△ 3,652,871	621,723	
引当金増加額	9,726,481	4,545,391	3,649,526	7,601,483	11,795,741	23,046,750	
実払額	8,235,616	8,138,802	8,423,040	6,196,482	6,238,382	20,857,904	
年金保険料	2,992,276	10,037,486	14,334,471	15,810,654	14,381,252	44,526,377	
小計	19,765,907	20,885,960	17,162,514	18,422,003	18,754,385	54,338,902	
法定厚生費	5,658,328	5,721,010	4,841,391	4,910,831	4,948,435	14,700,657	
一般厚生費	25,424,235	26,606,970	22,003,905	23,332,834	23,702,820	69,039,559	
小計	6,239,472	6,255,717	6,301,963	6,373,094	5,631,527	18,306,584	
委託検針費	1,642	1,643	1,643	1,643	1,643	4,929	
委託集金費	6,100,146	5,773,439	5,693,253	5,693,253	5,689,253	17,075,759	
雑給	182,514,192	189,645,433	165,659,318	169,854,009	169,098,460	504,611,787	
合計	17,221	17,437	18,017	18,167	18,167	53,924	
平均経費人員(人)	447,132	447,166	424,750	424,750	424,750	424,750	
平均基準賃金(円/月)							

(2)第3条第2項第2号関係

〔燃料費〕

項目	平成26年度			平成27年度			平成28年度			原価算定期間計			備考			
	消費量 10 ³ k1(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	単価 円/k1(円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	金額 千円	消費量 10 ³ k1(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	単価 円/k1(円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	金額 千円	消費量 10 ³ k1(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	単価 円/k1(円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	金額 千円	消費量 10 ³ k1(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	単価 円/k1(円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	金額 千円				
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	116,028	—	—	116,869	—	—	110,764	—	—	—	—	—	—	—	—	—
火力燃料重油換算消費 量(発電端10 ³ k1)	24,129	—	—	24,075	—	—	22,837	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石炭費(10 ³ t,円/t)	10,045	12,284	123,395,391	10,405	12,287	127,842,654	10,133	12,505	126,712,620	30,583	12,358	377,950,665	343,661	—	—	—
燃料油費(10 ³ k1,円/k1)	454	75,404	34,233,606	374	76,350	28,554,916	158	77,155	12,190,429	986	76,044	74,978,951	71,041	—	—	—
ガス費(10 ³ t,円/t)	12,759	88,816	1,133,201,877	12,608	87,592	1,104,366,078	11,982	85,086	1,019,502,323	37,349	87,206	3,257,070,278	36	—	—	—
歴青質混合物質	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助燃費(10 ³ k1,円/k1)	12	75,217	902,604	12	91,476	1,097,712	12	110,751	1,329,012	36	92,481	3,329,328	—	—	—	—
蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運炭費(円/t)	—	—	576,077	—	—	579,758	—	—	571,779	—	—	—	—	—	—	—
小計(重油換算)	24,129	53,558	1,292,309,555	24,075	52,438	1,262,441,118	22,837	50,808	1,160,306,163	71,041	52,295	3,715,056,836	—	—	—	—
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	—	—	—	2,216	—	—	9,573	—	—	—	—	—	—	—	—	—
核燃料減損額	—	—	—	—	—	1,262,973	—	—	4,681,050	—	—	5,944,023	—	—	—	—
核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正 益(貸方))	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
濃縮関連費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	1,262,973	—	—	4,681,050	—	—	5,944,023	—	—	—	—
燃料費算定に必要な新 エネルギー等発電電力 量(発電端10 ⁶ kWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新エネルギー等燃料重 油換算消費量 (10 ³ k1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
バイオマス燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助燃費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運搬費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計(重油換算)	—	—	1,292,309,555	—	—	1,263,704,091	—	—	1,164,987,213	—	—	3,721,000,859	—	—	—	—
合計	—	—	1,292,309,555	—	—	1,263,704,091	—	—	1,164,987,213	—	—	3,721,000,859	—	—	—	—

(3) 第3条第2項第3号関係

[使用済燃料再処理等発電費]

項目	至近実績		平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度						
再処理等費	25,488,563	25,310,021	26,497,856	32,537,690	26,698,701	27,756,508	86,992,899	
再処理等費引当	9,988,449	1,948,664	164,274	—	1,965,562	8,552,284	10,517,846	
再処理等引当金取崩し (貸方)	△25,783,524	△24,834,753	△26,184,894	△31,606,712	△26,114,193	△27,205,500	△84,926,405	
合計	9,693,487	2,423,932	477,236	930,978	2,550,070	9,103,292	12,584,340	

(単位：千円)

[使用済燃料再処理等既発電費]

項目	至近実績		平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度						
再処理等費引当	8,248,479	8,248,479	8,248,479	8,248,479	8,248,479	8,248,479	24,745,437	
再処理等引当金取崩し (貸方)	—	—	—	—	—	—	—	
合計	8,248,479	8,248,479	8,248,479	8,248,479	8,248,479	8,248,479	24,745,437	

(単位：千円)

[廃棄物処理費]

項目	至近実績		平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度						
火力廃棄物処理費	10,385,591	13,777,476	14,420,774	13,873,669	14,127,597	13,818,123	41,819,389	
放射性廃棄物処理費	1,858,204	1,569,035	2,740,070	1,804,633	1,806,647	2,725,732	6,337,012	
雑廃棄物処理費	328	499	393	377	377	377	1,131	
新エネルギー等廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	
合計	12,244,123	15,347,011	17,161,237	15,678,679	15,934,621	16,544,232	48,157,532	

(単位：千円)

[特定放射性廃棄物処分費]

項目	至近実績		平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度						
特定放射性廃棄物処分費拠出金(各年の発電対応分)	2,253,951	723,035	—	—	—	1,126,968	1,126,968	
特定放射性廃棄物処分費拠出金(平成11年末迄の発電対応分)	2,843,141	2,535,913	2,516,428	—	—	—	—	
合計	5,097,092	3,258,948	2,516,428	—	—	1,126,968	1,126,968	

(単位：千円)

[消耗品費]

項目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
潤滑油指費	107,977	148,955	175,579	144,170	128,223	122,000	141,486	406,811		
雑消耗品費	7,451,964	7,282,880	7,637,664	7,457,503	8,874,181	8,852,143	8,725,672	26,243,982		
合計	7,559,941	7,431,836	7,813,244	7,601,674	9,002,404	8,974,143	8,867,158	26,650,793		

(単位：千円)

[補償費]

項目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
定期的補償費	5,744,983	2,707,806	1,291,300	3,248,030	1,297,410	811,701	774,879	2,398,660		
臨時的補償費	7,488,678	1,012,515	1,194,885	3,232,026	1,345,234	891,580	1,208,810	2,981,097		
損害賠償費	185,091	205,623	310,308	233,674	290,663	232,007	232,007	696,021		
合計	13,418,753	3,925,946	2,796,494	6,713,731	2,933,308	1,935,288	2,215,696	6,075,778		

(単位：千円)

[賃借料]

項目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
借地借家料	4,964,956	5,134,729	5,077,013	5,058,899	4,996,961	5,110,584	5,113,043	15,326,328		
道路占用料	3,624,116	3,495,154	3,481,770	3,533,680	3,506,843	3,576,831	3,597,984	10,728,581		
水面使用料	244,034	243,852	247,163	245,017	245,399	241,774	241,155	725,277		
線路使用料	1,420,011	1,457,891	1,464,056	1,447,319	1,479,353	1,513,748	1,531,724	4,543,030		
設備賃借料	—	—	—	—	—	—	—	—		
電柱敷地料	5,363,935	5,371,933	5,385,509	5,373,793	5,395,363	5,436,346	5,456,031	16,313,960		
線下補償料	214,538	215,655	210,621	213,605	211,497	211,934	212,538	637,178		
機械賃借料	1,792,972	1,420,015	1,158,660	1,457,216	649,765	1,052,816	952,829	2,847,026		
雑賃借料	3,692,464	3,581,465	3,321,023	3,531,651	3,159,890	3,142,979	3,188,167	9,502,932		
合計	21,317,029	20,920,697	20,345,819	20,861,182	19,645,071	20,287,012	20,293,471	60,624,312		

(単位：千円)

[託送料]

項目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
託送料	7,876,793	8,762,359	7,319,763	7,986,305	7,458,387	6,674,083	5,726,811	19,465,697		

(単位：千円)

[事業者間精算費]

項目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
事業者間 精算費	6,816	3,313	3,189	3,585	2,835	2,903	2,914	8,734		
料金計	1,865,352	969,827	914,075	1,249,751	834,318	837,313	839,937	2,517,902		

(単位：千円)

[委託費]

項目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
委託運送料	4,334,262	4,786,345	4,335,727	4,485,445	3,924,464	3,464,303	3,423,785	10,326,928		
雑委託費	88,203,266	84,568,089	99,826,210	90,865,855	93,505,633	88,557,920	78,594,969	255,636,357		
合計	92,537,528	89,354,434	104,161,937	95,351,300	97,430,097	92,022,223	82,018,754	265,963,285		

[損害保険料]

項目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
水力関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
火力関係	624,871	663,762	690,425	659,686	658,578	662,581	695,637	2,022,610		
原子力関係	229,488	127,147	557,198	304,611	390,259	412,549	442,227	1,242,814		
原子力関係 その他保険料	468,856	△20,595	94,684	180,981	81,669	535,038	617,837	1,225,566		
新エネルギー等関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	7,438	149,348	20,053	58,946	158,924	16,927	16,927	50,781		
合計	1,330,654	919,661	1,362,361	1,204,225	1,289,430	1,627,095	1,772,628	4,541,771		

[原子力損害賠償支援機構一般負担金]

項目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
原子力損害賠償支援機構一般負担金	—	6,210,300	7,245,350	4,485,216	12,420,600	12,420,600	12,420,600	37,261,800		

[普及開発関係費]

項目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
販売関係普及開発関係費	3,767,411	1,559,895	1,008,437	2,111,914	722,756	371,519	445,711	1,238,447		
一般普及開発関係費	4,284,752	3,875,336	2,926,357	3,695,482	2,575,195	1,511,688	1,496,335	4,515,709		
合計	8,052,164	5,435,231	3,934,795	5,807,396	3,297,950	1,883,207	1,942,046	5,754,156		

[養成費]

項目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
研修施設運営費	406,702	358,933	358,523	374,719	347,762	322,374	322,374	968,915		
その他養成費	1,536,607	1,892,924	1,223,725	1,551,085	1,181,314	2,502,851	1,501,287	5,346,741		
合計	1,943,309	2,251,858	1,582,248	1,925,805	1,529,076	2,825,225	1,823,661	6,315,656		

[研究費]

項目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
社内研究費	6,010,132	4,263,323	3,609,272	4,627,576	3,361,814	4,866,339	4,969,640	14,753,866		
委託研究費	4,316,253	4,221,099	4,328,934	4,288,762	3,739,004	4,090,481	4,018,444	11,694,428		
合計	10,326,385	8,484,422	7,938,206	8,916,338	7,100,818	8,956,820	8,988,084	26,448,294		

[諸費]

項目	至近実績					平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均	平均						
	9,950,025	9,990,535	9,810,431	9,916,997	9,529,180						
通信運搬費	1,417,317	1,264,294	1,278,902	1,320,171	1,176,740	1,295,292	1,277,013	1,277,169	19,830,453		
旅費	716,905	283,303	153,227	384,478	162,795	-	-	-	3,849,474		
寄付金	2,684,227	2,378,581	2,189,344	2,417,384	2,138,180	914,644	914,644	914,644	2,743,932		
団体費	19,837,924	7,803,885	13,951,243	13,864,351	14,787,012	5,284,390	5,834,181	4,620,920	15,739,491		
その他諸費	34,606,399	21,720,600	27,383,149	27,903,382	27,793,907	13,920,711	14,625,455	13,617,184	42,163,350		
合計											

(単位：千円)

[電気料貸倒損]

項目	至近実績					平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均	平均						
	98,550	308,262	10,990	139,267	△ 14,429						
貸倒引当額	983,263	898,152	878,591	920,002	897,003	1,087,154	1,076,714	1,027,873	3,191,741		
貸倒発生額	1,081,814	1,206,414	889,581	1,059,270	882,574	1,188,595	1,059,941	972,225	3,220,761		
合計											

(単位：千円)

[固定資産除却費]

項目	至近実績					平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均	平均						
	800,228	834,872	729,097	788,066	830,293						
水力発電設備	366,306	787,965	570,668	574,980	606,019	922,422	806,411	655,913	2,384,746		
火力発電設備	1,201,142	1,910,673	1,945,639	1,685,818	1,637,542	1,879,586	2,476,627	3,769,980	8,126,193		
原子力発電設備	7,606,305	1,198,695	1,396,495	3,400,498	1,145,561	1,178,244	1,549,769	2,359,094	5,087,107		
新エネルギー等 発電設備	857,017	894,304	523,682	758,334	1,448,945	2,731,241	1,747,853	1,368,822	5,847,916		
送電設備	572,269	672,094	716,840	653,734	1,249,452	2,123,657	1,352,827	1,055,833	4,532,317		
変電設備	-	-	46	15	15	76	-	-	76		
配電設備	-	-	43	14	15	66	-	-	66		
業務設備	978,455	970,044	808,180	918,893	1,133,285	1,082,341	1,101,136	1,204,885	3,388,362		
合計	1,625,731	1,979,767	2,177,851	1,927,783	2,377,366	2,030,960	2,066,229	2,260,908	6,358,097		
除却費用	2,449,256	3,208,686	3,385,546	3,014,496	3,081,262	3,410,670	3,467,907	4,388,089	11,266,666		
除却費用	2,033,213	2,219,547	2,983,978	2,412,246	2,467,370	2,443,013	2,484,011	3,143,124	8,070,148		
除却費用	753,887	637,965	645,927	679,260	741,778	849,817	851,311	762,284	2,463,412		
除却費用	5,183,800	5,127,569	5,040,710	5,117,360	5,593,927	5,732,557	5,742,634	5,142,092	16,617,283		
除却費用	1,146,914	1,220,100	841,047	1,069,354	1,256,108	1,552,349	1,719,498	1,413,042	4,684,889		
除却費用	757,018	609,472	714,363	693,618	815,637	901,652	998,739	820,740	2,721,131		
除却費用	8,186,903	9,676,647	8,879,168	8,914,239	10,129,228	12,918,925	12,599,488	13,911,743	39,430,156		
除却費用	18,144,644	12,595,112	13,600,952	14,780,236	14,255,347	15,332,571	15,000,620	15,437,704	45,770,895		
合計											

(単位：千円)

[原子力発電施設解体費]

項目	至近実績					平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均	平均						
	3,555,420	3,350,535	3,552,336	4,804,021	4,500,000						
解体費	3,956,300	804,629	1,791,794	2,237,455	4,474,910	4,474,910	4,474,910	4,474,910	14,500,000		
資産除去債務計上	△ 3,802,333	△ 3,350,555	△ 3,552,336	△ 4,804,021	△ 4,500,000	△ 5,000,000	△ 5,000,000	△ 5,000,000	13,424,730		
資産除去債務取崩し(貸方)	3,709,387	804,629	1,791,794	2,237,455	4,474,910	4,474,910	4,474,910	4,474,910	13,424,730		
合計											

(単位：千円)

原子力発電施設解体体引当金に
関する省令に係るものに限
る。

[共有設備費等分担額，共有設備費等分担額（貸方）]

項目	至近実績			平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間 計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
共有設備費等分 担額	水力発電設備	540,324	589,270	691,327	1,919,427	1,869,985	1,875,986	5,665,398	
	送電設備	139,525	136,695	155,956	148,844	148,844	148,844	446,532	
	小計	679,849	725,965	733,478	2,068,271	2,018,829	2,024,830	6,111,930	
共有設備費等分 担額（貸方）	水力発電設備	△10,268	△18,255	△3,471	△10,665	△10,665	△10,665	△31,995	
	送電設備	—	△5	△7	△4	△4	△4	△12	
	小計	△10,268	△18,260	△3,479	△10,669	△10,669	△10,669	△32,007	
合計	669,580	707,704	729,998	837,139	2,057,602	2,008,160	2,014,161	6,079,923	

(記載注意)

(何)の欄には，共有設備について種類別に整理すること。

[開発費，開発費償却]

項目	至近実績			平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間 計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	

[電力費振替勘定(貸方)]

項目	至近実績			平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間 計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
建設工事用	△265,751	△568,836	△437,868	△403,122	△381,774	△106,729	△106,729	△595,232	
附帯事業用	△48	△52	△640	△110	△868	△870	△868	△2,606	
合計	△265,800	△568,889	△438,508	△403,232	△382,642	△107,599	△107,597	△597,838	

[株式交付費，社債発行費]

項目	至近実績			平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間 計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	
社債発行費	302,766	—	50,010	131,871	478,173	478,173	645,135	1,601,481	
合計	302,766	—	50,010	131,871	478,173	478,173	645,135	1,601,481	

(4) 第3条第2項第4号関係

【修繕費】

項目	至近実績							原価算定期間計			備考	
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均修繕費率(%)	平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平均修繕費率(%)
	水力発電設備	978,893,478	980,000,397	981,410,561	981,978,323	983,316,306	0.85%	981,823,654	1,022,940,536	1,078,441,217		1,094,053,325
普通修繕費	7,229,580	8,482,406	8,044,516	8,741,357	9,422,397		10,858,453	8,884,709	8,749,953	8,284,394		
火力発電設備	3,306,591,442	3,370,384,691	3,381,535,817	3,378,797,844	3,501,229,466	2.14%	3,505,392,531	3,586,541,433	3,618,303,147	3,626,951,748	1.70%	
普通修繕費	59,403,541	74,870,689	59,811,484	82,106,017	85,855,513		80,513,212	61,127,511	60,264,418	63,187,099		
原子力発電設備	1,485,669,259	1,438,171,508	1,405,424,079	1,403,476,079	1,409,031,781	1.34%	1,417,230,249	1,474,132,208	1,550,734,983	1,596,949,608	1.20%	
普通修繕費	19,229,503	24,108,784	22,651,446	14,825,598	15,165,433		19,680,621	16,456,508	19,827,675	19,108,747		
新エネルギー等 発電設備	-	1,077,500	5,024,755	10,448,226	13,002,976	0.59%	13,006,004	16,604,931	20,201,865	20,201,865	0.35%	
普通修繕費	-	3,903	12,586	68,668	88,776		168,158	60,880	67,604	71,086		
送電設備	2,733,536,280	2,745,547,421	2,756,173,470	2,792,204,266	2,838,092,195		2,833,798,610	2,859,233,847	2,879,118,015	2,899,032,728		
普通修繕費	8,214,822	8,887,505	9,762,705	9,905,067	9,890,445	0.34%	10,257,514	9,414,139	9,610,616	9,919,888	0.34%	
普通修繕費	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		(-)	(-)	(-)	(-)		
変電設備	1,484,922,232	1,494,025,450	1,502,725,982	1,510,561,803	1,531,810,356	0.72%	1,559,568,013	1,578,282,523	1,593,132,595	1,609,336,015	0.82%	
普通修繕費	10,011,334	10,785,173	11,080,325	10,959,647	11,365,630		11,923,892	13,650,359	12,521,124	12,931,471		
平均帳簿原価	1,924,956,779	1,974,120,141	2,000,756,676	2,026,795,987	2,053,370,774		2,074,540,984	2,102,928,631	2,131,269,256	2,157,296,577		
普通修繕費	74,630,692	79,542,898	85,118,676	83,854,982	83,318,970	4.07%	88,565,684	89,081,902	106,237,190	108,487,556	4.75%	
普通修繕費	(50,719,355)	(52,228,497)	(57,912,770)	(56,896,353)	(55,994,455)		(59,144,028)	(62,741,922)	(78,614,322)	(81,019,104)		
配電設備	452,606,786	446,212,247	438,545,309	433,811,501	427,334,233		390,411,908	381,965,401	368,107,830	354,177,065		
普通修繕費	5,478,902	5,718,666	6,131,872	5,555,453	4,896,701	1.26%	5,519,876	4,690,682	4,703,028	4,381,697	1.25%	
普通修繕費	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		(-)	(-)	(-)	(-)		
合計	12,367,176,258	12,449,539,357	12,471,596,651	12,538,074,031	12,757,188,089	1.65%	12,775,771,953	13,022,629,510	13,239,308,908	13,357,998,931	1.64%	
普通修繕費	184,198,374	212,400,024	202,613,610	216,016,789	220,003,865		227,487,410	203,366,690	221,981,608	226,371,938		

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の内数として記載すること。

(5) 第3条第2項第5号関係

[水利使用料]

項目	(単位：千円)				原価算定期間計	備考
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
水利使用料	3,054,746	3,154,942	3,155,884	9,365,572		

(6) 第3条第2項第6号関係

[減価償却費]

項目	(単位：千円)				原価算定期間計	備考
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
水力発電設備	17,394,115	18,469,300	18,096,894	53,960,309		
特別償却費	-	-	-	-		
試運転償却費	234,033	161,615	-	395,648		
普通償却費	77,856,678	69,828,686	65,203,369	212,888,733		
特別償却費	-	-	-	-		
試運転償却費	540,708	-	1,186,170	1,726,878		
普通償却費	26,545,545	36,363,207	40,636,871	103,545,623		
特別償却費	-	-	-	-		
試運転償却費	-	-	-	-		
普通償却費	816,304	1,031,359	893,244	2,740,907		
特別償却費	-	-	-	-		
試運転償却費	-	-	-	-		
送電設備	57,592,996	55,283,492	53,143,490	166,019,978		
特別償却費	-	-	-	-		
普通償却費	34,389,426	34,285,688	34,813,232	103,488,346		
特別償却費	-	-	-	-		
普通償却費	34,793,666	34,384,371	32,668,328	101,846,365		
特別償却費	-	-	-	-		
普通償却費	12,198,084	12,688,359	12,864,387	37,750,830		
特別償却費	-	-	-	-		
普通償却費	261,586,814	262,334,462	258,319,815	782,241,091		
特別償却費	-	-	-	-		
試運転償却費	774,741	161,615	1,186,170	2,122,526		

(7) 第3条第2項第7号関係

[固定資産税、雑税、電源開発促進税及心事業税]

項目	(単位：千円)				原価算定期間計	備考
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
固定資産税	45,298,915	46,435,854	47,736,334	139,471,103		
雑税	2,804,776	2,863,409	3,514,462	9,182,647		
電源開発促進税	47,871,285	48,335,637	48,543,480	144,750,402		
事業税	31,958,109	31,852,557	30,673,899	94,484,565		
合計	127,933,085	129,487,457	130,468,175	387,888,717		

(8) 第3条第2項第8号関係

[地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費]

項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		原価算定期間計		備考
	料金計	15,515,719	15,471,204	14,700,716	45,687,639				
地帯間購入電力料	料金計	84,520	84,520	84,520	253,560				
	電力量(10 ³ kWh)	359	359	359	1,077				
他社購入電源費(再エネ特措法 交付金相当額を除く。)	料金計	170,568,960	149,602,749	140,670,120	460,841,829				
		(30,154,290)	(39,784,894)	(48,588,765)	(118,527,949)				
他社購入送電費	料金計	204,290	197,613	197,613	599,516				
	電力量(10 ³ kWh)	14,794	12,897	12,179	39,870				

(記載注意)

他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第3条第2項第9号関係

[建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)]

項目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均振替率 (%)						
建設分担関連費振替額 (貸方)	233,753,000	236,058,000	297,230,000	0.1965%	274,510,000	330,916,000	317,701,000	319,495,000	968,112,000	
	△420,129	△473,969	△613,381		△393,628	△644,580	△631,286	△635,685	△1,911,551	建設分担関連費振替額の算定に用いた振替率:0.1948%
附帯事業営業費用分担 関連費振替額(貸方)	37,464,493	48,259,233	57,470,624	1.3871%	83,666,887	98,390,629	96,970,352	98,575,252	293,936,233	
	△727,912	△643,046	△615,242		△910,750	△1,097,185	△1,100,432	△1,152,686	△3,350,303	

(10) 第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却、社債発行費償却]

項目	平成26年度				平成27年度				平成28年度				原価算定期間計	備考	
	対象交付(発行)費用	振替額	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)	振替額	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)	振替額	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)	振替額	平均振替率 (%)			平均振替率 (%)
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(11) 第3条第2項第11号関係

[法人税等]

項目	平成26年度				平成27年度				平成28年度				原価算定期間計	備考
	法人税	法人税割	合計	平均振替率 (%)	法人税	法人税割	合計	平均振替率 (%)	法人税	法人税割	合計	平均振替率 (%)		
法人税等	15,822,833	2,728,734	18,551,567		13,857,950	2,628,849	16,486,817		13,857,853	2,628,849	16,486,702		43,538,636	
合計	15,822,833	2,728,734	18,551,567		13,857,950	2,628,849	16,486,817		13,857,853	2,628,849	16,486,702		43,538,636	

第2表

事業報酬明細表

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
特定固定資産	3,380,673,063	3,441,071,207	3,410,901,931	10,232,646,201	電気事業報酬は、各年毎に左記合計額から剰余金残高相当額(別途積立金及び繰越利益剰余金から繰延税金資産を控除した額)316,304,000千円を控除した額に報酬率2.9%を乗じて算定。
建設中の資産	117,246,139	90,694,852	104,833,918	312,774,909	
核燃料資産	240,861,947	243,160,870	251,105,139	735,127,956	
特定投資	71,827,429	71,869,774	71,912,119	215,609,322	
営業資本	252,671,314	249,571,753	235,240,715	737,483,782	
運転資本	166,041,592	162,368,721	149,657,582	478,067,895	
繰延償却資産	418,712,906	411,940,474	384,898,297	1,215,551,677	
合計	4,229,321,484	4,258,737,177	4,223,651,404	12,711,710,065	
報酬率 (%)	2.9	2.9	2.9	2.9	
電気事業報酬額	113,477,507	114,330,562	113,313,075	341,121,144	

《項目別明細表》
 (1) 第4条第3項關係
 [特定固定資産]

(單位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備					
帳簿原価	966,434,170	1,046,443,513	1,077,393,228	3,090,270,911	
工事費負担金等	4,510,069	5,052,294	5,274,900	14,837,263	
減価償却累計額	715,041,636	722,141,606	731,623,712	2,168,806,954	
差引帳簿価額	246,882,465	319,249,613	340,494,616	906,626,694	
期中増減額	92,018,900	41,383,000	8,786,000	142,187,900	
工事費負担金等増加額	589,062	263,296	61,822	914,180	
減価償却累計額増加額	17,615,346	18,617,321	18,086,198	54,318,865	
帳簿原価減少額	12,009,557	10,433,285	8,516,877	30,959,719	
工事費負担金等減少額	46,837	40,690	33,215	120,742	
減価償却累計額減少額	10,515,376	9,135,215	7,457,241	27,107,832	
期末残高	1,046,443,513	1,077,393,228	1,077,662,351	3,201,499,092	
工事費負担金等	5,052,294	5,274,900	5,303,507	15,630,701	
減価償却累計額	722,141,606	731,623,712	742,252,669	2,196,017,987	
差引帳簿価額	319,249,613	340,494,616	330,106,175	989,850,404	
平均帳簿価額	310,215,863	340,296,059	335,680,834	986,192,756	
火力発電設備					
帳簿原価	3,554,280,468	3,618,591,543	3,617,772,645	10,790,644,656	
工事費負担金等	1,936,973	1,925,956	1,911,452	5,774,381	
減価償却累計額	2,887,122,995	2,949,999,528	2,993,125,616	8,830,248,139	
差引帳簿価額	665,220,500	666,666,059	622,735,577	1,954,622,136	
期中増減額	86,649,211	28,595,823	62,891,898	178,136,932	
工事費負担金等増加額	237	315	489	1,041	
減価償却累計額増加額	83,140,272	69,809,377	65,178,292	218,127,941	
帳簿原価減少額	22,338,136	29,414,721	44,811,622	96,564,479	
工事費負担金等減少額	11,254	14,819	22,577	48,650	
減価償却累計額減少額	20,263,739	26,683,289	40,650,155	87,597,183	
期末残高	3,618,591,543	3,617,772,645	3,635,852,921	10,872,217,109	
工事費負担金等	1,925,956	1,911,452	1,889,364	5,726,772	
減価償却累計額	2,949,999,528	2,993,125,616	3,017,653,753	8,960,778,897	
差引帳簿価額	666,666,059	622,735,577	616,309,804	1,905,711,440	
平均帳簿価額	696,894,487	649,523,910	618,172,975	1,964,591,372	

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
帳簿原価	1,419,166,952	1,508,618,790	1,562,783,254	4,490,568,996	
工事費負担金等	100,615	100,615	100,615	301,845	
減価償却累計額	1,228,866,988	1,228,129,805	1,243,869,590	3,700,866,383	
差引帳簿価額	190,199,349	280,388,370	318,813,049	789,400,768	
期中増減額	118,409,000	74,451,000	52,621,000	245,481,000	
期中増減額	25,046,274	33,802,917	38,035,470	96,884,661	
帳簿原価減少額	28,957,162	20,286,536	15,676,443	64,920,141	
減価償却累計額減少額	25,783,457	18,063,132	13,958,304	57,804,893	
帳簿原価	1,508,618,790	1,562,783,254	1,599,727,811	4,671,129,855	
工事費負担金等	100,615	100,615	100,615	301,845	
減価償却累計額	1,228,129,805	1,243,869,590	1,267,946,756	3,739,946,151	
差引帳簿価額	280,388,370	318,813,049	331,680,440	930,881,859	
平均帳簿価額	198,830,550	298,559,412	326,640,307	824,030,269	
期中増減額	13,007,996	20,201,865	20,201,865	53,411,726	
工事費負担金等	3,375,676	3,375,676	3,375,676	10,127,028	
減価償却累計額	3,420,203	4,236,500	5,267,859	12,924,562	
差引帳簿価額	6,212,117	12,589,689	11,558,330	30,360,136	
期中増減額	7,193,951	—	—	7,193,951	
工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
減価償却累計額増加額	816,304	1,031,359	893,244	2,740,907	
帳簿原価減少額	82	—	—	82	
減価償却累計額減少額	—	—	—	—	
平均帳簿価額	7	—	—	7	
帳簿原価	20,201,865	20,201,865	20,201,865	60,605,595	
工事費負担金等	3,375,676	3,375,676	3,375,676	10,127,028	
減価償却累計額	4,236,500	5,267,859	6,161,103	15,665,462	
差引帳簿価額	12,589,689	11,558,330	10,665,086	34,813,105	
平均帳簿価額	7,015,426	12,074,007	11,111,705	30,201,138	
帳簿原価	2,848,908,941	2,869,469,476	2,888,676,247	8,607,054,664	
工事費負担金等	83,613,540	83,863,103	84,088,192	251,564,835	
減価償却累計額	1,933,082,415	1,986,054,099	2,036,636,979	5,955,773,493	
差引帳簿価額	832,212,986	799,552,274	767,951,076	2,399,716,336	
期中増減額	27,219,691	25,980,704	28,019,692	81,220,087	
期中増減額	772,978	757,526	815,442	2,345,946	
減価償却累計額増加額	57,584,281	55,274,981	53,133,483	165,992,745	
帳簿原価減少額	6,659,156	6,773,933	7,411,261	20,844,350	
工事費負担金等減少額	523,415	532,437	582,531	1,638,383	
減価償却累計額減少額	4,612,597	4,692,101	5,133,560	14,438,258	
帳簿原価	2,869,469,476	2,888,676,247	2,909,284,678	8,667,430,401	
工事費負担金等	83,863,103	84,088,192	84,321,103	252,272,398	
減価償却累計額	1,986,054,099	2,036,636,979	2,084,636,902	6,107,327,980	
差引帳簿価額	799,552,274	767,951,076	740,326,673	2,307,830,023	
平均帳簿価額	816,651,414	784,277,237	754,034,805	2,354,963,456	

(単位：千円)

項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
変電設備	帳簿原価	1,570,261,717	1,585,759,064	1,600,095,005	4,756,115,786	
	工事費負担金等	15,970,099	15,958,921	15,946,354	47,875,374	
	減価償却累計額	1,131,330,303	1,144,863,289	1,157,964,787	3,434,158,379	
	差引帳簿価額	422,901,315	424,936,854	426,183,864	1,274,082,033	
	帳簿原価増加額	40,328,000	39,575,000	50,056,000	129,959,000	
	工事費負担金等増加額	60,831	60,626	77,571	199,028	
	減価償却累計額増加額	34,335,654	34,246,322	34,780,127	103,362,103	
	帳簿原価減少額	24,830,653	25,239,059	31,940,118	82,009,830	
	工事費負担金等減少額	72,009	73,193	92,626	237,828	
	減価償却累計額減少額	20,802,668	21,144,824	26,758,849	68,706,341	
	帳簿原価	1,585,759,064	1,600,095,005	1,618,210,887	4,804,064,956	
	工事費負担金等	15,958,921	15,946,354	15,931,299	47,836,574	
減価償却累計額	1,144,863,289	1,157,964,787	1,165,986,065	3,468,814,141		
差引帳簿価額	424,936,854	426,183,864	436,293,523	1,287,414,241		
平均帳簿価額	423,308,424	424,126,980	431,299,827	1,278,735,231		
配電設備	帳簿原価	2,085,755,544	2,114,041,927	2,142,237,524	6,342,034,995	
	工事費負担金等	24,071,249	24,724,606	25,376,345	74,172,200	
	減価償却累計額	1,247,132,286	1,272,461,188	1,297,521,242	3,817,114,716	
	差引帳簿価額	814,552,009	816,856,133	819,339,937	2,450,748,079	
	帳簿原価増加額	39,272,949	39,154,947	35,042,020	113,469,916	
	工事費負担金等増加額	732,463	730,649	653,654	2,116,766	
	減価償却累計額増加額	34,290,406	33,999,359	32,355,577	100,645,342	
	帳簿原価減少額	10,986,566	10,959,350	9,804,434	31,750,350	
	工事費負担金等減少額	79,106	78,910	70,595	228,611	
	減価償却累計額減少額	8,961,504	8,939,305	7,997,257	25,898,066	
	帳簿原価	2,114,041,927	2,142,237,524	2,167,475,110	6,423,754,561	
	工事費負担金等	24,724,606	25,376,345	25,959,404	76,060,355	
減価償却累計額	1,272,461,188	1,297,521,242	1,321,879,562	3,891,861,992		
差引帳簿価額	816,856,133	819,339,937	819,636,144	2,455,832,214		
平均帳簿価額	815,080,940	817,476,264	818,931,911	2,451,489,115		
業務設備	帳簿原価	384,016,410	371,619,526	356,992,112	1,112,628,048	
	工事費負担金等	8,890,407	8,830,702	8,763,587	26,484,696	
	減価償却累計額	262,964,196	248,222,595	231,763,327	742,950,118	
	差引帳簿価額	112,161,807	114,566,229	116,465,198	343,193,234	
	帳簿原価増加額	15,760,000	16,016,000	12,878,000	44,654,000	
	工事費負担金等増加額	52,923	55,459	44,705	153,087	
	減価償却累計額増加額	11,463,585	12,060,096	12,322,515	35,846,196	
	帳簿原価減少額	28,156,884	30,643,414	25,235,460	84,035,758	
	工事費負担金等減少額	112,628	122,574	100,942	336,144	
	減価償却累計額減少額	26,205,186	28,519,364	23,486,261	78,210,811	
	帳簿原価	371,619,526	356,992,112	344,634,652	1,073,246,290	
	工事費負担金等	8,830,702	8,763,587	8,707,350	26,301,639	
減価償却累計額	248,222,595	231,763,327	220,599,581	700,585,503		
差引帳簿価額	114,566,229	116,465,198	115,327,721	346,359,148		
平均帳簿価額	112,675,959	114,737,338	115,029,567	342,442,864		
トータル	3,380,673,063	3,441,071,207	3,410,901,931	10,232,646,201		

[建設中の資産]

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備					
期首帳簿価額	84,389,195	15,654,045	1,652,845	101,696,085	
期中増加額	23,144,967	27,385,385	9,118,954	59,649,306	
期中減少額	91,880,117	41,386,585	8,887,000	142,153,702	
期末帳簿価額	15,654,045	1,652,845	1,884,799	19,191,689	
平均帳簿価額	29,717,445	7,909,893	3,652,738	41,280,076	
火力発電設備					
期首帳簿価額	58,780,464	43,187,910	86,206,910	188,175,284	
期中増加額	66,272,292	71,798,000	94,006,830	232,077,122	
期中減少額	81,864,846	28,779,000	63,291,000	173,934,846	
期末帳簿価額	43,187,910	86,206,910	116,922,740	246,317,560	
平均帳簿価額	44,564,010	72,373,243	118,768,029	235,705,282	
原子力発電設備					
期首帳簿価額	67,362,450	29,168,450	10,991,450	107,522,350	
期中増加額	80,215,000	56,274,000	43,184,000	179,673,000	
期中減少額	118,409,000	74,451,000	52,621,000	245,481,000	
期末帳簿価額	29,168,450	10,991,450	1,554,450	41,714,350	
平均帳簿価額	89,854,238	33,567,911	16,563,077	139,985,226	
新エネルギー等発電設備					
期首帳簿価額	4,118,951	—	—	4,118,951	
期中増加額	3,075,000	—	—	3,075,000	
期中減少額	7,193,951	—	—	7,193,951	
期末帳簿価額	—	—	—	—	
平均帳簿価額	4,721,042	—	—	4,721,042	
送電設備					
期首帳簿価額	24,591,234	25,130,355	26,705,434	76,427,023	
期中増加額	27,759,121	27,556,079	30,301,414	85,616,614	
期中減少額	27,220,000	25,981,000	28,020,000	81,221,000	
期末帳簿価額	25,130,355	26,705,434	28,986,848	80,822,637	
平均帳簿価額	29,869,044	30,753,561	33,731,683	94,354,288	
変電設備					
期首帳簿価額	7,894,402	7,878,121	8,337,419	24,109,942	
期中増加額	40,309,000	40,034,298	49,711,000	130,054,298	
期中減少額	40,325,281	39,575,000	50,006,630	129,906,911	
期末帳簿価額	7,878,121	8,337,419	8,041,789	24,257,329	
平均帳簿価額	16,781,302	17,525,479	18,914,268	53,221,049	
配電設備					
期首帳簿価額	3,792,766	3,792,766	3,792,766	11,378,298	
期中増加額	39,274,000	39,156,000	35,043,000	113,473,000	
期中減少額	39,274,000	39,156,000	35,043,000	113,473,000	
期末帳簿価額	3,792,766	3,792,766	3,792,766	11,378,298	
平均帳簿価額	13,611,266	13,581,766	12,553,516	39,746,548	
業務設備					
期首帳簿価額	1,496,318	1,427,293	1,934,243	4,857,854	
期中増加額	15,678,775	16,522,950	13,561,899	45,763,624	
期中減少額	15,747,800	16,016,000	12,878,000	44,641,800	
期末帳簿価額	1,427,293	1,934,243	2,618,142	5,979,678	
平均帳簿価額	5,373,931	5,677,851	5,484,525	16,536,307	
レートベース	117,246,139	90,694,852	104,833,918	312,774,909	

[核燃料資産]

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	194,868,340	200,077,870	212,987,656	607,933,866	
期中増加額	5,209,530	14,172,759	21,181,507	40,563,796	
期中減少額	—	1,262,973	4,681,050	5,944,023	
期末帳簿価額	200,077,870	212,987,656	229,488,113	642,553,639	
平均帳簿価額	197,473,105	206,532,763	221,237,885	625,243,753	
期首帳簿価額	46,769,175	40,008,508	33,247,705	120,025,388	
期中増加額	—	36	—	36	
期中減少額	6,760,667	6,760,839	6,760,902	20,282,408	
期末帳簿価額	40,008,508	33,247,705	26,486,803	99,743,016	
平均帳簿価額	43,388,842	36,628,107	29,867,254	109,884,203	
レートベース	240,861,947	243,160,870	251,105,139	735,127,956	

[特定投資]

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	654,347	654,347	654,347	1,963,041	
期中増加額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	654,347	654,347	654,347	1,963,041	
平均帳簿価額	654,347	654,347	654,347	1,963,041	
期首帳簿価額	1,807,824	1,807,824	1,807,824	5,423,472	
期中増加額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	1,807,824	1,807,824	1,807,824	5,423,472	
平均帳簿価額	1,807,824	1,807,824	1,807,824	5,423,472	
期首帳簿価額	60,260,380	60,260,380	60,260,380	180,781,140	
期中増加額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	60,260,380	60,260,380	60,260,380	180,781,140	
平均帳簿価額	60,260,380	60,260,380	60,260,380	180,781,140	
期首帳簿価額	622,000	622,000	622,000	1,866,000	
期中増加額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	622,000	622,000	622,000	1,866,000	
平均帳簿価額	622,000	622,000	622,000	1,866,000	
期首帳簿価額	8,461,706	8,504,050	8,546,395	25,512,151	
期中増加額	42,344	42,345	42,345	127,034	
期末帳簿価額	8,504,050	8,546,395	8,588,740	25,639,185	
平均帳簿価額	8,482,878	8,525,223	8,567,568	25,575,669	
レートベース	71,827,429	71,869,774	71,912,119	215,609,322	

(記載注意)

(何) の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

[運転資本（営業資本）]

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
役員給与	262,800	262,800	262,800	788,400	
給料手当	119,047,590	120,388,409	121,455,651	360,891,650	
給料手当振替額(貸方)	△1,986,307	△2,008,678	△2,026,486	△6,021,471	
退職給与金	12,072,566	13,797,965	14,381,252	40,251,783	
厚生費	22,003,905	23,332,834	23,702,820	69,039,559	
委託検針費	6,301,963	6,373,094	5,631,527	18,306,584	
委託集金費	1,643	1,643	1,643	4,929	
雑給	5,693,253	5,693,253	5,689,253	17,075,759	
燃料費	1,292,309,555	1,262,441,118	1,160,306,163	3,715,056,836	
使用済燃料再処理等発電費	930,978	2,550,070	9,103,292	12,584,340	
使用済燃料再処理等既発電費	8,248,479	8,248,479	8,248,479	24,745,437	
廃棄物処理費	15,678,679	15,934,621	16,544,232	48,157,532	
特定放射性廃棄物処分費	—	—	1,126,968	1,126,968	
消耗品費	8,809,492	8,974,143	8,867,158	26,650,793	
修繕費	203,366,690	221,981,608	226,371,938	651,720,236	
水利使用料	3,054,746	3,154,942	3,155,884	9,365,572	
補償費	1,924,794	1,935,288	2,215,696	6,075,778	
賃借料	20,043,829	20,287,012	20,293,471	60,624,312	
託送料	7,064,803	6,674,083	5,726,811	19,465,697	
事業者間精算費	840,652	837,313	839,937	2,517,902	
委託費	91,922,308	92,022,223	82,018,754	265,963,285	
損害保険料	1,142,048	1,627,095	1,772,628	4,541,771	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	12,420,600	12,420,600	12,420,600	37,261,800	
普及開発関係費	1,928,903	1,883,207	1,942,046	5,754,156	
養成費	1,666,770	2,825,225	1,823,661	6,315,656	
研究費	8,503,390	8,956,820	8,988,084	26,448,294	
諸費	13,920,711	14,625,455	13,617,184	42,163,350	
電気料貸倒損	1,087,154	1,059,941	972,225	3,119,320	
減価償却費	2,833,879	3,654,345	3,534,909	10,023,133	
固定資産除却費	15,332,571	15,000,620	15,437,704	45,770,895	
原子力発電施設解体費	4,474,910	4,474,910	4,474,910	13,424,730	
共有設備費等分担額	2,068,271	2,018,829	2,024,830	6,111,930	
共有設備費等分担額(貸方)	△10,669	△10,669	△10,669	△32,007	
地帯間購入電源費	15,515,719	15,471,204	14,700,716	45,687,639	
地帯間購入送電費	84,520	84,520	84,520	253,560	
他社購入電源費	170,568,960	149,602,749	140,670,120	460,841,829	
他社購入送電費	204,290	197,613	197,613	599,516	
建設分担関連費振替額(貸方)	△644,580	△631,286	△635,685	△1,911,551	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△1,097,185	△1,100,432	△1,152,686	△3,350,303	
開発費	—	—	—	—	
電力費振替勘定(貸方)	△382,642	△107,599	△107,597	△597,838	
株式交付費	—	—	—	—	
社債発行費	478,173	478,173	645,135	1,601,481	
小計	2,067,688,211	2,045,413,540	1,935,317,491	6,048,419,242	
遅収加算料金	—	—	—	—	
地帯間販売電源料	1,026,925	1,001,027	1,001,027	3,028,979	
地帯間販売送電料	19,550	19,550	19,550	58,650	
他社販売電源料	20,868,541	24,585,716	29,629,644	75,083,901	
他社販売送電料	—	—	—	—	
託送収益	2,404,883	2,180,264	2,212,998	6,798,145	
事業者間精算収益	126,909	126,909	126,909	380,727	
電気事業雑収益	21,848,173	20,903,549	20,380,153	63,131,875	
預金利息	22,720	22,504	21,490	66,714	
小計	46,317,701	48,839,519	53,391,771	148,548,991	
合計	2,021,370,510	1,996,574,021	1,881,925,720	5,899,870,251	
レートベース	252,671,314	249,571,753	235,240,715	737,483,782	

(記載注意)

(何)の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本 (貯蔵品)]

(単位：千円)

項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
火力燃料貯蔵品	石炭費	消費金額 平均月数 計	123,395,391 1.5 15,424,424	127,842,654 1.5 15,980,332	126,712,620 1.5 15,839,078	377,950,665 1.5 47,243,834
	燃料油費	消費金額 平均月数 計	34,233,606 1.5 4,279,201	28,554,916 1.5 3,569,365	12,190,429 1.5 1,523,804	74,978,951 1.5 9,372,370
	ガス費	消費金額 平均月数 計	1,133,201,877 1.5 141,650,235	1,104,366,078 1.5 138,045,760	1,019,502,323 1.5 127,437,790	3,257,070,278 1.5 407,133,785
	助燃費	消費金額 平均月数 計	902,604 1.5 112,826	1,097,712 1.5 137,214	1,329,012 1.5 166,127	3,329,328 1.5 416,167
	運炭費	消費金額 平均月数 計	576,077 1.5 72,010	579,758 1.5 72,470	571,779 1.5 71,472	1,727,614 1.5 215,952
	小計		161,538,696	157,805,141	145,038,271	464,382,108
	新エネルギー等貯蔵品	消費金額	-	-	-	-
		平均月数	-	-	-	-
		計	-	-	-	-
	その他貯蔵品	小計	-	-	-	-
		配電平均帳簿原価	2,102,928,631	2,131,269,256	2,157,296,577	6,391,494,464
		一般貯蔵品払出率	1.713%	1.713%	1.713%	1.713%
レポートベース	一般貯蔵品在庫率	12.50%	12.50%	12.50%	12.50%	
	小計	4,502,896	4,563,580	4,619,311	13,685,787	
	合計	166,041,592	162,368,721	149,657,582	478,067,895	
レポートベース		166,041,592	162,368,721	149,657,582	478,067,895	

(記載注意)

(何) の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

[繰延償却資産]

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	—	—	—	—	
増加額	—	—	—	—	
償却額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	—	—	—	—	
平均帳簿価額	—	—	—	—	
期首帳簿価額	—	—	—	—	
増加額	—	—	—	—	
償却額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	—	—	—	—	
平均帳簿価額	—	—	—	—	
期首帳簿価額	—	—	—	—	
増加額	—	—	—	—	
償却額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	—	—	—	—	
平均帳簿価額	—	—	—	—	
レートベース	—	—	—	—	

(2) 第4条第4項関係
[報酬率]

(単位：%)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	適用率	備考
自己資本報酬率 すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	—	6.47	
他人資本報酬率 国債、地方債等公社債の利回りの実績率	1.43	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	—	—	
事業報酬率 すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績率を加重平均して算定した率	—	—	—	—	—	—	—	1.44	1.44	
	—	—	—	—	—	—	—	—	2.9	

(記載注意)

報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。

控除収益明細表

項目	平成26年度			平成27年度			平成28年度			原価算定期間計			備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均回収率 (%)	平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
運収加算料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地帯間販売電源料	—	—	1,026,925	—	1,001,027	1,026,925	1,001,027	1,001,027	3,028,979	—	—	3,028,979	
地帯間販売送電料	—	—	19,550	—	19,550	19,550	19,550	19,550	58,650	—	—	58,650	
他社販売電源料	—	—	20,868,541	—	24,585,716	20,868,541	24,585,716	29,629,644	75,083,901	—	—	75,083,901	
他社販売送電料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
託送収益	—	—	2,404,883	—	2,180,264	2,404,883	2,180,264	2,212,998	6,798,145	—	—	6,798,145	
事業者間精算収益	—	—	126,909	—	126,909	126,909	126,909	126,909	380,727	—	—	380,727	
電気事業雑収益	—	—	21,848,173	—	20,903,549	21,848,173	20,903,549	20,380,153	63,131,875	—	—	63,131,875	
預金利息	—	—	22,720	—	22,504	22,720	22,504	21,490	66,714	—	—	66,714	
合計	—	—	46,317,701	—	48,839,519	46,317,701	48,839,519	53,391,771	148,548,991	—	—	148,548,991	

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係
[運収加算料金]

項目	平成26年度			平成27年度			平成28年度			原価算定期間計			備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均回収率 (%)	平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
運収加算料金	2,290,749	2,259,108	2,348,983	0.1067%	2,357,906	2,290,749	2,259,108	2,348,983	—	—	—	—	
電灯・電力料収入	2,090,887,933	2,152,058,283	2,221,675,514	—	2,307,930,866	2,090,887,933	2,152,058,283	2,221,675,514	—	—	—	—	平成26年度より 延滞利息制度に移行

[地帯間販売電源料，地帯間販売送電料，他社販売電源料，他社販売送電料]

項目	平成26年度			平成27年度			平成28年度			原価算定期間計			備考
	料金計	電力量 (10 ⁶ kWh)	他社販売送電料	料金計	電力量 (10 ⁶ kWh)	他社販売送電料	料金計	電力量 (10 ⁶ kWh)	他社販売送電料	料金計	電力量 (10 ⁶ kWh)	他社販売送電料	
地帯間販売電源料	1,026,925	—	—	1,001,027	—	—	1,001,027	—	—	—	—	—	
地帯間販売送電料	19,550	—	—	19,550	—	—	19,550	—	—	—	—	—	
電力料	—	115	—	—	115	—	—	115	—	—	—	—	
他社販売電源料	20,868,541	—	—	24,585,716	—	—	29,629,644	—	—	—	—	—	
他社販売送電料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電力料	1,449	—	—	1,711	—	—	2,054	—	—	—	—	5,214	

[託送収益]

項目	平成26年度			平成27年度			平成28年度			原価算定期間計			備考
	託送収益	電力量 (10 ⁶ kWh)	他社販売送電料	託送収益	電力量 (10 ⁶ kWh)	他社販売送電料	託送収益	電力量 (10 ⁶ kWh)	他社販売送電料	託送収益	電力量 (10 ⁶ kWh)	他社販売送電料	
託送収益	2,404,883	—	—	2,180,264	—	—	2,212,998	—	—	—	—	—	

[事業者間精算収益]

項目	平成26年度			平成27年度			平成28年度			原価算定期間計			備考
	精算収益	電力量 (10 ⁶ kWh)	他社販売送電料	精算収益	電力量 (10 ⁶ kWh)	他社販売送電料	精算収益	電力量 (10 ⁶ kWh)	他社販売送電料	精算収益	電力量 (10 ⁶ kWh)	他社販売送電料	
事業者間精算収益	126,909	—	—	126,909	—	—	126,909	—	—	—	—	—	
電力料	649	—	—	649	—	—	649	—	—	—	—	—	
料金計	126,909	—	—	126,909	—	—	126,909	—	—	—	—	—	

[電気事業雑収益]

項目	至近業績			平成25年度 (実績値のみ)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
契約超過金	982,531	553,914	669,334	653,979	868,847	860,503	821,469	2,550,819	
満約金	8,686	11,015	11,929	9,708	12,452	12,332	11,773	36,557	
諸賃付料	—	—	—	—	—	—	—	—	
受託運転益	2,099	2,107	2,105	2,126	2,104	2,104	2,104	6,312	
器具販売益	54	39	23	60	39	39	39	117	
受託工事益	29,374	28,027	30,165	23,897	29,189	29,189	29,189	87,567	
広告料	107,955	122,833	117,324	111,567	107,422	102,207	96,991	306,620	
供給雑収	1,651,664	1,651,371	1,797,079	1,791,949	2,234,702	2,192,281	2,153,611	6,580,594	
雑口	19,233,672	19,037,258	19,562,380	19,356,874	18,593,418	17,704,894	17,264,977	53,563,289	
合計	22,016,018	21,406,567	22,190,341	21,950,160	21,848,173	20,903,549	20,380,153	63,131,875	

(単位：千円)

[預金利息]

項目	至近業績			平成25年度 (実績値のみ)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	適用金利 (%)	原価算定期間計	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度							
普通預金利息	9,346	10,375	10,605	11,102	20,016	19,824	18,925	0.020%	58,765	
定期預金利息	—	—	4,010	2,315	1,773	1,756	1,676	0.150%	5,205	
その他預金利息	845	114	660	180	931	924	889	—	2,744	
合計	10,191	10,490	15,276	13,597	22,720	22,504	21,490	—	66,714	
電灯・電力料収入	2,090,887,933	2,152,058,283	2,221,675,514	2,307,930,866	2,556,142,616	2,531,596,112	2,416,758,828	—	7,504,497,556	

(単位：千円)

(記載注意)

(何)の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3 (第6条第3項、第19条の3第3項関係)

8部門整理表 (1)

	水力発電費			火力発電費			原子力発電費			新エネルギー等発電費		
	計		一般	計		一般	計		一般	計		一般
	固有	一般	固有	一般	固有	一般	固有	一般	固有	一般	固有	一般
役員給与	49,577	0	49,577	86,013	0	86,013	57,179	0	57,179	652	0	652
給料手当	22,565,223	18,600,975	3,964,248	39,396,779	33,152,569	6,244,210	25,905,688	21,038,040	4,867,648	270,824	166,414	104,410
給料手当振替額(貸方)	△378,655	△291,442	△87,213	△656,806	△519,433	△137,373	△436,674	△329,586	△107,088	△4,904	△2,297	△2,297
退職給与金	21,999,957	0	21,999,957	4,857,758	0	4,857,758	3,229,305	0	3,229,305	36,801	0	36,801
厚生費	4,336,912	3,266,259	1,070,653	7,570,134	5,883,726	1,686,408	5,138,031	3,823,385	1,314,646	57,342	29,142	28,200
委託領針費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託基金費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑給	238,209	127,072	111,137	724,586	531,769	192,817	479,656	351,477	128,179	1,461	0	1,461
燃料費	0	0	0	3,715,056,836	3,715,056,836	0	5,944,023	5,944,023	0	0	0	0
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	12,584,340	12,584,340	0	0	0	0
廃棄物処理費	0	0	0	41,819,389	41,819,389	0	6,338,143	6,338,143	0	0	0	0
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	1,126,968	1,126,968	0	0	0	0
消耗品費	405,136	205,315	199,821	14,618,000	14,303,275	314,726	2,304,081	2,058,716	245,365	7,792	2,528	5,264
修繕費	26,425,400	25,919,056	506,344	185,267,914	184,579,028	688,886	55,836,908	55,392,930	443,978	211,723	199,370	12,153
水利使用料	9,365,572	0	9,365,572	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賃借料	726,933	721,440	5,493	2,228,140	2,211,305	16,835	6,463	6,414	49	638	633	5
賃借料	1,463,786	569,033	894,751	4,027,055	2,479,315	1,547,740	2,586,078	1,068,966	1,517,112	8,271	5,325	2,946
託送料	(534,451)	(534,451)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
事業者間構置費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託費	12,068,023	8,786,231	3,281,792	44,478,779	39,101,890	5,376,889	42,128,669	38,135,767	3,992,902	187,577	135,902	51,675
損害保険料	0	0	0	2,045,480	2,045,480	22,870	2,496,291	2,468,380	27,911	0	0	0
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	37,261,800	37,261,800	0	0	0	0
原力損害賠償費	51,560	0	51,560	1,343,282	1,343,282	685,192	2,797,632	2,797,632	4,125	0	1,125	0
養成費	333,661	0	333,661	685,192	685,192	535,885	535,885	535,885	4,103	0	4,103	0
研究費	1,176,973	0	1,176,973	5,456,258	5,456,258	9,096,403	9,096,403	9,096,403	678,064	0	678,064	0
諸費	1,728,805	946,295	782,510	6,806,955	5,460,537	1,345,418	4,941,666	2,369,166	2,572,490	27,944	16,652	11,292
電気料買倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	12,797,801	12,610,107	187,694	31,379,289	31,123,930	255,359	12,689,494	12,424,919	164,575	417,306	412,801	4,505
雑税	37,423	23,674	11,749	12,466,489	855,158	391,331	1,717,998	1,178,639	539,359	148,185	101,663	46,522
減価償却費	57,999,129	56,611,517	1,387,612	232,313,463	230,425,605	1,887,858	108,162,992	106,946,292	1,216,700	2,800,183	2,766,877	33,306
減価償却費	(2,255,560)	(2,255,560)	(0)	(15,809,994)	(15,809,994)	(0)	(3,400,669)	(3,400,669)	(0)	(25,970)	(25,970)	(0)
固定資産除却費	6,309,612	6,037,388	272,224	13,583,663	13,213,300	370,363	10,618,927	10,380,233	238,694	6,676	142	6,534
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	13,424,730	13,424,730	0	0	0	0
共有設備等分担額	5,665,398	5,665,398	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共有設備等分担額(貸方)	△31,995	△31,995	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設分担関連費(貸方)	△156,342	0	△156,342	△538,277	△538,277	△538,277	△229,677	△229,677	△229,677	△2,853	0	△2,853
附帯事業費用分担関連費(貸方)	△91,709	0	△91,709	△2,233,899	△2,233,899	△2,078,130	△195,218	△195,218	△195,218	△2,887	0	△2,887
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費償却	159,167	0	159,167	317,086	317,086	317,086	137,841	137,841	4,874	0	4,874	0
社債発行費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費償却	1,479,183	0	1,479,183	33,518,468	33,518,468	33,518,468	3,148,697	3,148,697	46,561	0	46,561	0
法人税等	29,408,305	29,408,305	0	89,258,527	89,258,527	89,258,527	53,197,145	53,197,145	1,307,798	0	1,307,798	0
電気事業報酬	(895,028)	(0)	(895,028)	(5,056,271)	(5,056,271)	(5,056,271)	(1,757,103)	(1,757,103)	(8,735)	(0)	(8,735)	(0)
合計	197,467,495	149,668,348	47,799,147	4,474,655,554	4,321,545,040	153,110,514	423,031,454	334,093,742	88,937,712	6,215,276	3,835,042	2,380,234

(記載注意)

1 固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く)に整理された金額を、一般の欄には第5項又は第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

2 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。

3 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3(第6条第3項, 第19条の3第3項関係)

8部門整理表 (2)

	送電費				変電費				配電費				販売費				合計
	計		一般		計		一般		計		一般		計		一般		
	固有	0	66,736	80,474	0	80,474	219,703	0	219,703	228,066	0	228,066	788,400	0	788,400		
役員給与	30,161,100	24,274,787	5,886,313	36,576,313	30,001,345	6,574,968	101,002,270	85,909,938	15,092,332	105,013,453	89,789,284	15,224,169	360,891,650	0	360,891,650		
給料手当	△509,851	△380,353	△129,498	△614,742	△470,093	△144,649	△1,678,081	△1,346,047	△332,034	△1,741,758	△1,406,822	△334,936	△6,021,471	0	△6,021,471		
退職給付金	3,769,056	3,769,056	4,544,947	4,544,947	0	4,544,947	12,408,136	12,408,136	12,408,136	12,880,417	0	12,880,417	44,526,377	0	44,526,377		
厚生費	5,852,137	4,262,368	1,589,769	7,044,399	5,268,647	1,775,752	19,162,578	15,086,526	4,076,052	19,878,026	15,766,379	4,111,647	69,039,559	0	69,039,559		
委託検査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,306,584	0	18,306,584	0	18,306,584		
委託集金費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,929	0	4,929	0	4,929		
雑給	310,233	160,630	149,603	425,561	245,160	180,401	1,735,866	1,243,355	492,511	13,160,187	12,648,930	511,257	3,721,000,859	0	3,721,000,859		
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
消耗品費	488,770	192,051	296,719	657,919	326,499	331,420	2,992,750	2,232,079	760,671	5,176,344	4,409,043	767,301	26,650,793	0	26,650,793		
修繕費	29,824,349	28,944,643	879,706	40,008,719	39,102,954	905,765	303,806,648	303,806,648	4,442,965	5,895,610	0	5,895,610	691,720,236	0	691,720,236		
水利使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
雑費	2,531,161	2,512,035	19,126	58,483	58,041	442	478,732	475,115	3,617	45,228	44,763	465	6,075,778	0	6,075,778		
雑借料	8,296,623	7,258,296	1,038,327	2,105,804	1,180,421	925,383	34,362,217	31,238,511	3,123,706	7,774,478	0	7,774,478	60,634,312	0	60,634,312		
託送料	15,436,735	15,436,735	3,491,862	3,491,862	0	0	2,649	2,649	0	0	0	0	19,465,697	0	19,465,697		
事業者間精算費	2,517,902	2,517,902	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
委託費	17,548,411	12,946,374	4,602,037	14,203,736	8,868,783	5,334,953	74,485,822	55,015,902	19,469,920	60,862,268	33,506,883	27,355,385	265,963,285	0	265,963,285		
損害保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
普及開発関係費	66,306	66,306	53,772	53,772	0	0	148,077	148,077	0	1,299,402	1,238,447	53,955	37,261,800	0	37,261,800		
養成費	473,111	473,111	608,260	608,260	0	0	1,644,671	1,644,671	0	2,030,773	0	2,030,773	6,315,656	0	6,315,656		
研究費	2,109,081	1,991,876	1,991,876	4,173,582	0	0	4,173,582	4,173,582	0	1,768,107	0	1,768,107	26,448,294	0	26,448,294		
諸費	1,543,782	476,833	1,066,949	3,463,245	2,190,363	1,272,882	9,464,494	3,685,153	5,779,341	14,187,469	10,362,301	3,825,168	42,163,350	0	42,163,350		
電気料賃倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
固定資産税	26,046,615	25,720,522	326,093	16,886,256	16,550,504	335,752	37,068,935	35,422,000	1,646,935	2,185,407	3,220,761	0	3,220,761	0	3,220,761		
雑税	193,370	132,662	60,708	1,077,837	739,454	338,383	68,598	47,062	21,536	4,692,747	3,219,476	1,473,271	9,182,647	0	9,182,647		
減価償却費	146,990,947	144,580,156	2,410,791	105,928,542	103,446,338	2,482,204	114,011,730	101,836,002	12,175,728	16,156,631	0	16,156,631	784,363,617	0	784,363,617		
固定資産除却費	10,219,412	9,746,459	472,953	19,823,777	19,336,814	486,963	21,469,349	19,080,695	2,388,654	3,169,635	0	3,169,635	85,201,051	0	85,201,051		
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
共有設備費等分損額	446,532	446,532	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
共有設備費等分損額(貸方)	△12	△12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
建設分損連貫費(貸方)	△429,227	△429,227	△237,575	△237,575	0	0	△317,620	△317,620	0	△379,991	△138,457	0	△1,911,551	0	△1,911,551		
附帯事業営業費用分損連貫費(貸方)	△170,153	△170,153	△137,989	△137,989	0	0	△379,991	△379,991	0	△138,457	0	0	△3,350,303	0	△3,350,303		
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
社債発行費	380,063	380,063	206,410	396,040	0	0	396,040	396,040	0	0	0	0	1,601,481	0	1,601,481		
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
法人税等	2,744,419	2,744,419	2,225,638	6,128,935	0	0	6,128,935	6,128,935	0	2,233,185	0	2,233,185	51,525,086	0	51,525,086		
電気事業報酬	59,436,462	59,436,462	36,620,060	70,833,836	0	0	70,833,836	70,833,836	0	1,059,011	0	1,059,011	341,121,144	0	341,121,144		
合計	366,344,070	279,228,620	87,115,450	297,093,584	230,337,092	66,756,492	818,132,841	653,755,588	164,377,253	299,339,503	191,110,958	108,228,545	6,882,279,777	0	6,882,279,777		

(記載注意)

1 固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

2 託送料, 減価償却費及び電気事業報酬の()内には, 電源線に係る費用を内数として記載すること。

3 その他は, 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第4(第6条第4項, 第19条の3第4項関係)

配電費・販売費整理表

(単位:千円)

	高圧配電費	低圧配電費	需要家費	給電費		一般販売費	合計
				ネットワーク給電費	非ネットワーク給電費		
役員給与	124,751	73,861	63,807	38,078	2,691	144,581	447,769
給料手当	57,350,668	33,935,384	29,364,818	17,533,001	1,239,175	66,572,677	206,015,723
給料手当当戻蓄額(貸方)	△9,529,840	△5,641,145	△487,321	△290,803	△20,553	△11,041,177	△3,419,839
退職給付金	7,045,534	4,171,421	3,693,632	2,150,509	151,991	8,165,466	25,288,553
厚生費	10,880,812	6,442,159	5,562,682	3,318,827	234,564	12,601,560	39,040,604
委託給付費	0	0	18,306,584	0	0	0	18,306,584
委託集金費	0	0	4,929	0	0	0	4,929
雑給	985,652	583,571	11,330,084	410,206	28,992	1,557,548	14,896,053
燃料費	0	0	0	0	0	0	0
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	1,699,330	1,006,116	1,256,813	864,240	61,082	3,281,513	8,169,094
修繕費	131,459,396	77,832,645	99,823,994	1,986,773	109,816	2,932,599	314,145,223
水利用料	0	0	0	0	0	0	0
賃借料	300,692	178,033	8,448	7,654	532	28,594	523,962
賃借料	21,583,412	12,778,805	2,059,647	1,251,680	67,345	4,395,806	42,136,695
記送料	1,664	985	0	0	0	0	2,649
重工業間清算費	0	0	0	0	0	0	0
委託費	36,431,625	21,569,928	32,423,935	17,248,165	838,597	26,835,840	135,348,090
損害保険料	0	0	0	0	0	0	0
原子力損害賠償支援機構一般負担金	84,081	49,781	14,215	0	0	0	0
普及関係関係費	933,870	552,913	387,490	837,427	56,998	906,746	1,440,479
研究費	2,369,797	1,403,076	448,562	1,490,571	65,497	162,136	5,939,639
諸費	5,374,068	3,181,813	7,319,117	1,444,407	101,803	6,170,733	23,651,963
電気料貸倒損	0	0	0	0	0	3,220,761	3,220,761
固定資産税	21,334,708	12,631,557	3,423,839	736,464	40,707	1,087,067	39,254,342
雑税	38,951	23,062	3,459,804	254,645	17,998	966,885	4,761,345
減価償却費	65,618,476	38,850,472	11,917,172	5,444,653	300,946	8,036,642	130,168,361
固定資産除却費	12,356,500	7,315,864	2,262,797	1,068,141	59,040	1,576,642	24,638,984
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0
共有設備等分担額	0	0	0	0	0	0	0
共有設備等分担額(貸方)	△199,502	△118,118	0	0	0	0	0
建設分担額(負債蓄積額(貸方))	△1,153,135	△141,313	△25,932	△23,117	△1,634	△87,774	△317,620
附帯事業費(貸方)	△238,678	△141,313	△25,932	△23,117	△1,634	△87,774	△518,448
開業費	0	0	0	0	0	0	0
開業費償却	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	227,937	134,954	33,149	0	0	0	396,040
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	3,527,456	2,088,487	931,258	372,852	26,352	1,415,715	8,362,120
電気事業報酬	40,767,809	24,137,235	6,045,512	511,103	36,123	395,065	71,892,847
合計	419,106,196	248,138,548	239,599,035	56,655,476	3,418,062	150,555,027	1,117,472,344

(記載注意)
様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第5 (第8条第1項, 第2項関係)
第1表

送電・高圧配電関連費明細表(1)

	水力発電費のうちのアンジーラーサービス費			火力発電費のうちのアンジーラーサービス費			総送電費		
	計			計			計		
	固定	可変	0	固定	可変	0	固定	可変	0
役員給与	1,432	0	0	3,862	0	0	66,736	0	0
給料手当	651,980	0	0	1,768,915	0	0	30,161,100	0	0
給料手当振替額(貸方)	△10,941	0	0	△29,491	0	0	△509,851	0	0
退職給付金	80,900	0	0	218,113	0	0	3,769,056	0	0
厚生費	125,307	0	0	339,899	0	0	5,852,137	0	0
委託給付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託基金費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑給	6,883	0	0	32,534	0	0	310,233	0	0
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定(貯)性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修繕費	5,853	0	0	328,174	0	0	488,770	0	0
修繕費	763,513	0	0	8,318,529	0	0	29,824,349	0	0
水利使用料	270,601	0	0	0	0	0	0	0	0
水道費	21,003	0	0	100,043	0	0	2,531,161	0	0
賃借料	42,293	0	0	180,815	0	0	8,296,623	0	0
賃借料	0	0	0	0	0	0	15,436,735	0	0
事業者間精算費	0	0	0	0	0	0	2,517,902	0	0
委託費	348,683	0	0	1,997,097	0	0	17,548,411	0	0
損害保険料	0	0	0	91,842	0	0	0	0	0
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力損害賠償支援機構一般負担金	1,490	0	0	60,313	0	0	66,306	0	0
養成分	9,641	0	0	30,765	0	0	473,111	0	0
研究費	34,006	0	0	244,986	0	0	2,109,081	0	0
諸費	49,951	0	0	305,587	0	0	1,543,782	0	0
電気料貸倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	369,769	0	0	1,408,930	0	0	26,046,615	0	0
雑税	1,081	0	0	55,967	0	0	193,370	0	0
減価償却費	1,673,357	0	0	10,424,315	0	0	146,990,947	0	0
固定資産売却費	182,305	0	0	609,906	0	0	10,219,412	0	0
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共有設備等分担額	163,691	0	0	0	0	0	446,532	0	0
共有設備等分担額(貸方)	△924	0	0	0	0	0	△12	0	0
地籍加納込発電費(電源線に係る費用を除く)	0	0	0	0	0	0	253,560	0	0
地籍加納込発電費(電源線に係る費用を除く)	0	0	0	0	0	0	529,618	0	0
建設分担関連費(貸方)	△4,517	0	0	△24,169	0	0	△429,227	0	0
建設事業費(貸方)	△2,650	0	0	△100,302	0	0	△170,153	0	0
開業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開業費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	4,599	0	0	14,237	0	0	380,063	0	0
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	42,738	0	0	1,504,979	0	0	2,744,419	0	0
電気事業報酬	848,804	0	0	4,005,804	0	0	59,436,462	0	0
他社販売送電料(電源線に係る収益を除く)	0	0	0	0	0	0	△58,650	0	0
他社販売送電料(電源線に係る収益を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5,680,848	0	0	31,891,650	0	0	367,068,598	361,795,636	5,272,962

(記載注意)
様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5(第8条第1項, 第2項関係)
第1表

送電・高圧配電関連費明細表(2)

	受電用変電サービス費			配電用変電サービス費			高圧配電費		
	計		可変	計		可変	計		可変
	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	
役員給与	52,236	0	28,238	0	124,751	0	124,751	0	
給料手当	23,741,993	23,741,993	12,834,320	12,834,320	57,350,668	57,350,668	57,350,668	0	
給料手当振替額(貸方)	△399,034	△399,034	△215,708	△215,708	△952,840	△952,840	△952,840	0	
退職給付金	2,950,163	2,950,163	1,594,784	1,594,784	7,045,534	7,045,534	7,045,534	0	
厚生費	4,572,579	4,572,579	2,471,820	2,471,820	10,880,812	10,880,812	10,880,812	0	
委託給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	
委託給付金	0	0	0	0	0	0	0	0	
委託給付金	0	0	0	0	0	0	0	0	
雑給	276,235	276,235	149,326	149,326	985,652	985,652	985,652	0	
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	
消耗品費	427,061	213,530	230,858	115,429	1,699,330	849,665	1,699,330	849,665	
修繕費	28,874,193	28,874,193	11,134,526	11,134,526	131,459,396	131,459,396	131,459,396	0	
水利使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	
備償費	7,292	7,292	51,191	51,191	300,699	300,699	300,699	0	
賃借料	1,520,443	1,520,443	585,361	585,361	21,583,412	21,583,412	21,583,412	0	
託送料	2,520,068	2,520,068	971,794	971,794	1,664	1,664	1,664	0	
事業者間精算費	0	0	0	0	0	0	0	0	
委託費	10,250,801	10,250,801	3,952,935	3,952,935	36,431,625	36,431,625	36,431,625	0	
損害保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	
原子力損害賠償支援機構	34,904	34,904	18,868	18,868	84,081	84,081	84,081	0	
乗成費	394,669	394,669	213,591	213,591	933,870	933,870	933,870	0	
研究費	1,011,185	1,011,185	980,691	980,691	2,369,797	2,369,797	2,369,797	0	
諸費	2,248,022	2,248,022	1,215,223	1,215,223	5,374,088	5,374,088	5,374,088	0	
電気料買倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産税	10,961,011	10,961,011	5,925,245	5,925,245	21,334,708	21,334,708	21,334,708	0	
雑税	699,633	699,633	378,204	378,204	38,951	38,951	38,951	0	
減価償却費	68,759,109	68,759,109	37,169,433	37,169,433	65,618,476	65,618,476	65,618,476	0	
原子力発電施設解体費	12,867,781	12,867,781	6,955,996	6,955,996	12,356,500	12,356,500	12,356,500	0	
共有設備費等分担額	0	0	0	0	0	0	0	0	
共有設備費等分担額(貸方)	0	0	0	0	0	0	0	0	
地籍関係入込電費(電源線に係る費用を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	
建設負担額(電源線に係る費用を除く)	△154,212	△154,212	△83,363	△83,363	△199,502	△199,502	△199,502	0	
附帯事業営業費用分担額(貸方)	△89,570	△89,570	△48,419	△48,419	△238,678	△238,678	△238,678	0	
附帯事業	0	0	0	0	0	0	0	0	
開業費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0	
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
社債発行費	129,610	129,610	76,800	76,800	227,937	227,937	227,937	0	
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
法人税等	1,444,680	1,444,680	780,958	780,958	3,527,456	3,527,456	3,527,456	0	
電気事業報酬	22,994,569	22,994,569	13,625,491	13,625,491	40,767,809	40,767,809	40,767,809	0	
他社買取送電料(電源線に係る収益を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	
他社買取送電料(電源線に係る収益を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	196,095,421	195,881,891	100,998,163	100,882,734	419,106,196	418,256,531	419,106,196	849,665	

(記載注意)

様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5(第8条第1項, 第2項関係)
第1表

送電・高圧配電関連費明細表(3)

	ネットワーク給電費				計				需要家費				(単位:千円) 合計
	計		可変		計		可変		計		可変		
	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	
役員給与	38,078	0	38,078	0	315,333	0	315,333	0	63,807	0	63,807	0	379,140
給料手当	17,533,001	0	17,533,001	0	144,041,977	0	144,041,977	0	29,364,818	0	29,364,818	0	173,406,795
給料手当振替額(貸方)	△290,803	0	△290,803	0	△2,408,668	0	△2,408,668	0	△487,321	0	△487,321	0	△2,895,989
退職給付金	2,150,509	0	2,150,509	0	17,809,059	0	17,809,059	0	3,603,632	0	3,603,632	0	21,412,691
厚生費	3,318,827	0	3,318,827	0	27,561,381	0	27,561,381	0	5,562,682	0	5,562,682	0	33,124,063
委託給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	18,306,584	0	18,306,584	0	18,306,584
委託賃借費	410,206	0	410,206	0	2,171,069	0	2,171,069	0	4,929	0	4,929	0	18,306,584
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	11,330,084	0	11,330,084	0	13,501,153
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
油圧油費	864,240	432,120	432,120	432,120	4,044,286	0	4,044,286	0	2,189,157	1,855,129	1,256,813	5,301,099	5,301,099
修理費	1,986,773	0	1,986,773	0	212,361,279	0	212,361,279	0	99,823,994	0	99,823,994	0	312,185,273
水引使用料	0	0	0	0	270,601	0	270,601	0	0	0	0	0	270,601
備置費	7,654	0	7,654	0	3,019,043	0	3,019,043	0	8,448	0	8,448	0	3,027,491
賃借料	1,251,680	0	1,251,680	0	33,460,627	0	33,460,627	0	2,059,647	0	2,059,647	0	35,520,274
リース料	0	0	0	0	18,930,261	0	18,930,261	0	0	0	0	0	18,930,261
事業者間精算費	0	0	0	0	2,517,902	0	2,517,902	0	0	0	0	0	2,517,902
委託費	17,248,165	0	17,248,165	0	87,777,717	0	87,777,717	0	32,423,935	0	32,423,935	0	120,201,652
損害保険料	0	0	0	0	91,842	0	91,842	0	0	0	0	0	91,842
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普及開発関係費	0	0	0	0	265,962	0	265,962	0	14,215	0	14,215	0	280,177
養成費	837,427	0	837,427	0	2,893,074	0	2,893,074	0	387,490	0	387,490	0	3,280,564
研究費	1,490,571	0	1,490,571	0	8,240,317	0	8,240,317	0	448,562	0	448,562	0	8,688,879
諸費	1,444,407	0	1,444,407	0	12,181,060	0	12,181,060	0	7,379,117	0	7,379,117	0	19,560,177
電気料貸倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	736,464	0	736,464	0	66,782,742	0	66,782,742	0	3,423,839	0	3,423,839	0	70,206,581
雑税	254,645	0	254,645	0	1,621,851	0	1,621,851	0	3,459,804	0	3,459,804	0	5,081,655
減価償却費	5,444,653	0	5,444,653	0	336,080,290	0	336,080,290	0	11,917,172	0	11,917,172	0	347,997,462
固定資産売却益	1,068,141	0	1,068,141	0	44,260,041	0	44,260,041	0	2,262,797	0	2,262,797	0	46,522,838
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共有設備等分担額	0	0	0	0	610,223	0	610,223	0	0	0	0	0	610,223
共有設備費等分担額(貸方)	0	0	0	0	△936	0	△936	0	0	0	0	0	△936
地籍測量委託費(電源線に係る費用を除く)	0	0	0	0	253,560	0	253,560	0	0	0	0	0	253,560
地籍測量委託費(電源線に係る費用を除く)	0	0	0	0	529,618	0	529,618	0	0	0	0	0	529,618
建設分相関連費振替額(貸方)	△23,117	0	△23,117	0	△894,990	0	△894,990	0	△894,990	0	△894,990	0	△894,990
営業事業費費用分相関連費振替額(貸方)	△23,117	0	△23,117	0	△672,889	0	△672,889	0	△25,932	0	△25,932	0	△698,821
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	0	0	0	0	833,246	0	833,246	0	33,149	0	33,149	0	866,395
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人債等	372,852	0	372,852	0	10,418,082	0	10,418,082	0	931,258	0	931,258	0	11,349,340
電気事業報酬	511,103	0	511,103	0	142,190,042	0	142,190,042	0	6,045,512	0	6,045,512	0	148,235,554
地籍測量委託費(電源線に係る収益を除く)	0	0	0	0	△58,650	0	△58,650	0	0	0	0	0	△58,650
他社販売送電料(電源線に係る収益を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	56,655,476	432,120	56,223,356	432,120	1,177,496,352	0	1,177,496,352	0	6,883,706	0	239,599,035	0	1,417,095,387

(記載注意)
様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5(第8条第1項、第2項関係)
第2表

送電・高圧配電非関連費明細表(1)

	水力発電費のうちの 総非アンソニーサービス費		火力発電費のうちの 総非アンソニーサービス費		総原子力発電費	
	計		計		計	
	固定	可変	固定	可変	固定	可変
役員給与	48,145	0	82,151	7,977	57,179	0
給料手当	21,913,243	0	37,627,864	3,653,666	25,905,688	0
給料手当繰越額(貸方)	△367,714	0	△627,315	△60,912	△436,674	0
退職給付基金	27,119,051	0	4,639,643	450,510	3,229,305	0
厚生費	4,211,605	0	7,230,235	6,528,179	5,138,031	0
委託機針費	0	0	0	0	0	0
委託集金費	0	0	0	0	0	0
雑費	231,326	0	692,052	67,193	479,656	0
燃料費	0	0	3,715,056,836	3,715,056,836	5,944,023	5,944,023
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	12,584,340	0
廃棄物処理費	0	0	41,819,389	41,819,389	6,338,143	0
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	1,126,968	0
消耗品費	329,283	202,568	4,289,827	7,986,838	2,304,081	1,126,968
修繕費	25,661,887	0	176,949,385	17,181,785	55,836,908	1,152,040
水利使用料	9,094,971	0	0	0	0	0
雑費	705,930	0	2,128,097	206,638	6,463	0
草摺料	1,421,493	0	3,846,240	3,472,770	2,586,073	0
托送料	534,451	0	0	0	0	0
事業者間精算費	(534,451)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
委託費	11,719,340	0	42,481,682	38,956,711	4,124,971	0
損害保険料	0	0	1,953,638	1,763,940	2,496,291	0
原子力損害賠償支費機構一般負担金	0	0	0	0	37,261,800	0
普及関係費	50,070	0	1,282,969	1,458,393	2,797,632	0
養成費	324,020	0	654,427	590,882	535,885	0
研修費	1,142,967	0	3,211,272	4,705,257	9,096,403	0
諸費	1,678,854	0	6,500,368	5,869,182	4,941,656	0
電気料賃借損	0	0	0	0	0	0
固定資産税	12,428,032	0	29,970,359	27,060,237	12,689,494	0
減価償却費	36,342	0	1,190,522	1,074,922	1,717,998	0
雑収入	56,325,772	0	221,889,148	201,810,571	108,162,992	0
共同設備費等分担額	(2,192,810)	(0)	(15,106,685)	(15,106,685)	(3,400,669)	(0)
固定資産除売却費	6,127,307	0	12,973,757	11,714,005	10,618,927	0
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	13,424,730	0
共有設備費等分担額(貸方)	5,501,707	0	0	0	0	0
共有設備費等分担額(借方)	△31,071	0	0	0	0	0
地籍調査費	12,698,900	0	11,903,130	0	32,990,739	0
地籍調査入法電費(電流線に係る費用に限る。)	0	0	0	0	0	0
他社購入電原費	68,480,700	16,789,312	197,078,239	46,055,082	73,945,717	0
(過去の使用済燃料に係る費用及び用二種燃料仕入金相当額を除く。)						
他社購入送電費(電流線に係る費用に限る。)	69,898	0	0	0	0	0
建設分損連立原価額(貸方)	△151,823	0	△514,108	△464,188	△229,677	0
前事業年度事業費用分損連立原価額(貸方)	△89,059	0	△2,133,597	△1,926,425	△195,218	0
開業費	0	0	0	0	0	0
開業費借却	0	0	0	0	0	0
株式交付費	0	0	0	0	0	0
株式交付費借却	154,568	0	302,849	273,442	137,841	0
法人税等	1,436,445	0	32,013,489	28,904,979	3,148,697	0
電気事業報酬	28,559,501	0	85,252,723	77,443,788	53,197,145	0
地籍調査電流線(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	(870,062)	(0)	(4,831,449)	(4,831,449)	(1,757,103)	(0)
地籍調査電流線(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	△3,028,979	△1,051,992	0	0	0	0
他社販売電料(電流線に係る収益を除く。)	0	0	△75,083,901	△6,566,832	0	0
合計	270,005,166	243,162,148	4,564,758,242	654,112,901	529,967,910	27,145,514

(記載注意)

- 1 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電流線に係る費用を内数として記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とする。

送電・高圧配電非関連費明細表(2)

	総新エネルギー等発電費				低圧配電費				非ネットワーク給電費				合計			
	計		可変		計		可変		計		可変		計		可変	
	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変
役員給与	652	0	73,861	0	2,691	2,691	0	264,679	256,702	7,977	0	256,702	7,977			
給料手当	270,824	0	33,955,384	0	1,239,175	1,239,175	0	120,912,178	117,558,512	3,653,666	0	117,558,512	3,653,666			
給料手当控額(貸方)	△4,904	0	△564,145	0	△20,553	△20,553	0	△2,021,305	△1,960,393	△60,912	0	△1,960,393	△60,912			
退職金	36,801	0	4,171,441	0	151,991	151,991	0	14,948,220	14,497,110	450,510	0	14,497,110	450,510			
厚生年金	57,342	0	6,442,159	0	234,564	234,564	0	23,313,936	22,611,880	702,056	0	22,611,880	702,056			
委託金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
委託基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
雑費	1,461	0	583,571	0	28,992	28,992	0	2,017,058	1,949,860	67,198	0	1,949,860	67,198			
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	3,721,000,859	3,721,000,859	0	0	3,721,000,859	0			
使用済燃料処理等諸費	0	0	0	0	0	0	0	12,584,340	12,584,340	0	0	12,584,340	0			
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	48,157,532	48,157,532	0	0	48,157,532	0			
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	1,126,968	1,126,968	0	0	1,126,968	0			
消通費	7,792	3,896	1,006,116	503,038	61,082	30,541	30,541	18,068,181	8,189,240	9,878,941	0	18,068,181	9,878,941			
修繕費	211,723	0	77,832,645	0	109,816	109,816	0	336,602,364	319,420,579	17,181,785	0	319,420,579	17,181,785			
水利用料	638	0	178,033	0	532	532	0	9,094,971	2,813,055	206,638	0	9,094,971	206,638			
補償費	8,271	0	12,778,805	0	67,343	67,343	0	20,708,232	20,334,762	373,470	0	20,708,232	373,470			
賃借料	(0)	(0)	985	0	0	0	0	535,436	535,436	0	0	535,436	0			
託送料	0	0	0	0	0	0	0	(534,451)	(534,451)	(0)	0	(534,451)	(0)			
事業者間精算費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
委託費	187,577	0	21,569,928	0	838,597	838,597	0	118,925,793	114,800,822	4,124,971	0	118,925,793	4,124,971			
損害保険料	0	0	0	0	0	0	0	4,449,929	4,260,231	189,698	0	4,449,929	189,698			
原子力損害賠償支機構構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	37,261,800	37,261,800	0	0	37,261,800	0			
普及費	4,103	1,125	49,781	0	49,781	49,781	0	4,181,577	4,057,001	124,576	0	4,181,577	124,576			
普及費	4,103	0	552,913	0	56,998	56,998	0	2,128,346	2,064,801	63,545	0	2,128,346	63,545			
研究費	678,064	0	1,403,076	0	65,497	65,497	0	17,597,279	17,091,264	506,015	0	17,597,279	506,015			
諸費	27,944	0	3,181,815	0	101,803	101,803	0	16,432,440	15,801,254	631,186	0	16,432,440	631,186			
電気料負担額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
固定資産税	417,306	0	12,631,557	0	40,707	40,707	0	68,177,455	65,267,333	2,910,122	0	68,177,455	2,910,122			
雑費	148,185	0	23,062	0	17,998	17,998	0	3,134,107	3,018,597	115,600	0	3,134,107	115,600			
減価償却費	2,800,183	0	38,850,472	0	300,946	300,946	0	428,329,513	408,250,936	20,078,577	0	428,329,513	20,078,577			
固定資産除却費	6,676	(0)	7,315,864	0	59,040	59,040	0	(20,726,134)	(20,726,134)	(0)	0	(20,726,134)	(0)			
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0	37,101,571	35,841,819	1,259,752	0	37,101,571	1,259,752			
共有設備等分担額	0	0	0	0	0	0	0	13,424,730	13,424,730	0	0	13,424,730	0			
地盤購入代金(過去の使用済燃料に係る費用を除く)	0	0	0	0	0	0	0	5,501,707	5,501,707	0	0	5,501,707	0			
地盤購入代金(電線に係る費用に限る)	0	0	0	0	0	0	0	△31,071	△31,071	0	0	△31,071	0			
他社購入代金	0	0	0	0	0	0	0	45,687,639	33,784,509	11,903,130	0	45,687,639	11,903,130			
他社購入代金	118,527,949	0	118,527,949	0	0	0	0	458,032,605	172,692,187	285,340,418	0	458,032,605	285,340,418			
他社購入代金(電線に係る費用を除く)	0	0	0	0	0	0	0	69,898	69,898	0	0	69,898	0			
他社購入代金(電線に係る費用に限る)	0	0	0	0	0	0	0	△1,016,561	△966,641	△49,920	0	△1,016,561	△49,920			
建設分担額(運賃控額(貸方))	△2,833	0	△118,118	0	0	0	0	△2,563,708	△2,563,708	0	0	△2,563,708	0			
閉路事業営業費用分担額(償額(貸方))	△2,887	0	△141,313	0	△1,634	△1,634	0	0	0	0	0	0	0			
開路事業営業費用分担額(償額(貸方))	△2,887	0	△141,313	0	△1,634	△1,634	0	0	0	0	0	0	0			
開路事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
開路事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
社債発行費	4,874	0	134,954	0	0	0	0	735,086	705,679	29,407	0	735,086	29,407			
社債発行費償却	4,874	0	134,954	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法人税等	46,561	0	2,088,487	0	26,352	26,352	0	38,760,031	35,651,521	3,108,510	0	38,760,031	3,108,510			
電気事業報酬	1,307,798	(0)	24,137,235	0	36,123	36,123	0	192,490,523	184,681,590	7,808,933	0	192,490,523	7,808,933			
地盤間販売電料(過去の使用済燃料に係る収益を除く)	0	0	0	0	0	0	0	(7,467,049)	(7,467,049)	(0)	0	(7,467,049)	(0)			
地盤間販売電料(電線に係る収益に限る)	0	0	0	0	0	0	0	△3,028,979	△1,976,987	△1,051,992	0	△3,028,979	△1,051,992			
地盤間販売電料(過去の使用済燃料に係る収益を除く)	0	0	0	0	0	0	0	△75,083,901	△6,566,832	△68,517,069	0	△75,083,901	△68,517,069			
他社販売電料(過去の使用済燃料に係る収益を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
他社販売電料(電線に係る収益に限る)	0	0	0	0	0	0	0	3,387,521	1,657,331,836	4,083,699,317	0	3,387,521	4,083,699,317			
合計	124,743,225	0	248,138,548	0	503,058	503,058	0	5,741,031,153	5,741,031,153	0	0	5,741,031,153	0			

(記載注意)

- 1 託送料, 減価償却費及び電気事業報酬の()内には, 電線に係る費用を内数として記載すること。
- 2 その他は, 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第6(第9条第3項関係)

送電・高圧配電関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	延契約電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力(10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10 ⁶ kWh)
			夏期	冬期			
特別高圧需要	6,249	—	6,105	5,682	40,931	15,000	40,013
高圧需要	10,084	205,824	10,084	8,941	49,475	1,394,000	47,597
低圧需要	10,611	576,526	8,595	8,031	44,244	127,236,000	40,694
合計	26,944	782,350	24,784	22,654	134,650	128,645,000	128,304

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量については、原価算定期間の合計値は、特別高圧需要120,038百万kWh、高圧需要142,788百万kWh、低圧需要122,083百万kWh。

送電・高圧配電非関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力(10 ³ kW)		発電電量 (10 ⁶ kWh)
		夏期	冬期	
特別高圧・高圧需要	15,669	15,669	14,219	88,196
低圧需要	10,611	8,595	8,031	44,244
合 計	26,280	24,264	22,250	132,440

様式第6の4（第14条の3関係）

第1表

追加事業報酬総括表

（単位：千円）

項目	金額	備考
連系設備特別報酬額 (1)	1,660	送配電部門電気事業報酬額 167,518,181
還元額 (2)	—	
内部留保相当額控除額 (3)	—	
追加事業報酬額 (4)=(1)-(2)-(3)	1,660	

原価算定期間を，平成26年4月から平成29年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

送配電部門電気事業報酬額を，備考欄に記載すること。

第2表

連系設備特別報酬対象額明細表

（単位：千円）

	連系設備			関連周辺設備		合計
	名称	区間又は所在地	金額	名称	金額	
特定固定資産	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
建設中の資産	東京中部間 連系変換所	岐阜県飛騨地方	114,500			114,500
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
連系設備特別報酬対象額						114,500

（記載注意）

建設中の資産の欄には，第14条の3第3項（沖縄電力にあっては，第19条の14第3項）の建設中のものについて記載すること。

様式第7(第17条, 第18条関係)
第2表

原価等集計表

(単位:千円)

	固定費		可変費		需要家費		合計					
	固有	追加	固有	追加	固有	追加	固有	追加				
低圧需要	1,351,627,548	23,959,873	1,375,587,421	1,370,420,224	96,500,807	1,466,921,031	221,227,693	945,493	222,173,186	2,943,275,465	121,406,173	3,064,681,638

(記載注意)
第1表で整理された金額の合計額を記載すること。
注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第8 (第19条第6項関係)
第1表

低圧需要原価等と料金収入の比較表

	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金収入
低 圧 需 要	1,375,587,421	1,466,921,031	222,173,186	3,064,681,638	122,083	25.10	3,064,680,692

(単位:千円)

(記載注意)
様式第1の注1及び2と同様とすること。